

第5回国と地方の協議の場（11月9日）

配付資料

- 第5回「国と地方の協議の場」（平成16年11月9日）  
地方六団体資料
- 追加配付資料1  
義務教育費国庫負担金に関する考え方
- 追加配付資料2  
災害対策に関する公共事業の取り扱いについて
- 追加配付資料3  
谷垣財務大臣の経済財政諮問会議（H16.10.22）及び国  
と地方の協議の場（H16.10.26）提出資料に基づく市町村  
の地方交付税等の削減額の試算
- 追加配付資料4  
生活保護・児童扶養手当の国庫負担率の引下げに関する  
論点整理
- 追加配付資料5  
国民健康保険に関する論点整理

第5回「国と地方の協議の場」

(平成16年11月9日)

地 方 六 団 体 提 出 資 料

# 1 「三位一体の改革」に関する地方六団体の基本的な考え方

## ① 「三位一体の改革」の趣旨

1 三位一体の改革は、「地方にできることは地方に」という地方分権改革を進めるためにこそ行われるべき

・ 本来、「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革。

・ 地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な地域づくりを行い、国民が豊かさゆとりを実感できる生活を実現することができよう、財政面の自立度を高めるための改革。

2 三位一体の改革で「地方に自由を、市民に権利を」

・ 「三位一体の改革」は、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を移譲し、これに伴い、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しを、文字どおり「三位一体」で同時に進めていくもの。

・ 税源移譲や国庫補助負担金の廃止を積極的に進めることで、国の関与を排し、地方公共団体が主体的に行政運営を行うことが可能となり、地方公共団体も国への依存体質から脱却し、全国一律、画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行政の実現に向けて、各地域の創意工夫にあふれた自由なサービス競争を展開。

・ 情報公開、市民参加が進み、住民に身近な存在である地方自治体に権限と財源を移譲し、市民に政治行政の主役としての役割と権利を取り戻す改革。

3 三位一体の改革、地方分権改革こそが真の財政再建策

・ 地方分権の観点から進める「三位一体の改革」は、低コストで住民満足度の高い社会のしくみへの構造改革につながり、ひいては、国・地方を通じた財政再建にも資する、いわば国民のための改革。もとより国と地方の財源の奪い合いではない。

・ 地方における借入金残高の増嵩等の危機的な財政状況は、景気対策等の国の政策に誠実に協力した結果。こうした経緯をも無視した上で、国の財政運営上の失政を、地方への負担転嫁、つけ回しでカバーしようとする財務省の姿勢は、道義的にも問題。地方財政の圧縮を主張する前に、国は、財政破綻に対する自らの責任を明確にし、国民や地方が納得する自らの自助努力を示すべき。

4 三位一体の改革、地方分権の推進は、政府・国会の既定の方針

・ 地方分権の推進に関する国会決議、地方分権推進法、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、地方分権改革を確実に実行することは、国民に対する責務。

・政府においても、骨太の方針2003・2004を閣議決定した責任を全うすべき。

### (骨太の方針2003〔抜粋〕)

#### 第1部. 日本経済の課題

##### 1. 日本経済の体質強化

構造改革の基本理念は、「改革なくして成長なし」、「民間でできることは民間に」、「地方でできることは地方に」という方針に集約される。

#### 第2部. 構造改革への具体的な取組

##### 6. 「国と地方」の改革

――「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

#### 【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組みとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

### (骨太の方針2004〔抜粋〕)

#### 第1部. 「重点強化期間」の主な改革

##### 1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底 (三位一体の改革)

・「基本方針2003」に掲げられた基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意（平成15年12月）を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。

・地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。

その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かり易い説明に配慮する。

## ②国庫補助負担率の引き下げに対する考え方

### 1 国庫補助負担金改革の趣旨（地方の自由度・裁量権の拡大）

- ・そもそも地方分権改革は、国から地方に権限と財源をセットで移譲することで、地方の自由度を高め、地域の実情に応じたきめ細かい住民サービスを提供するために行うもの。
- ・地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な地域づくりを行い、国民が豊かさやゆとりを実感できる生活を実現することができるよう、財政面の自立度を高めるための改革。
- ・国庫補助負担金改革は、地方自由度を高め、裁量権を拡大し、地方財政を自立させるため、国庫補助負担金の廃止とこれに見合う地方財源の確保を基本として行われるべき。

### 2 三位一体改革の本来の趣旨に合致しない国庫補助負担率の引き下げ

- ・これに対し、国庫補助負担率の引き下げを内容とする「代案」を示した省があるが、これは、単に国庫補助負担率の引き下げにより国庫補助負担金の総額だけを縮減しようとするものであり、国の関与を全面的に残したまま、国庫負担の軽減だけを行うもの。省の権限の温存を図るための、数字上のつじつま合わせに他ならない。
- ・三位一体の改革とは無関係の単なる地方への負担転嫁であり、地方分権に逆行するもの。
- ・地方六団体が地方分権を進める観点からとりまとめた「改革案」に対する真摯な努力を無視し、自らの権限の温存のみを目的とするこうした省の提案は、我々の「改革案」に対する「代案」とは決して成り得ないもの。
- ・また、地方六団体が改革案提出に当たっての具体的な前提条件とし、総理自らが「誠実に対応する」と約束した事項に反するものであり、かつ「国庫補助負担金改革については、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を推進する」という「骨太の方針」による閣議決定の趣旨にも反するものであり、到底受け入れられない。

#### 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」（抜粋）

- 1 改革案を提示するに当たっての前提条件  
(2) 具体的な前提条件

#### ⑤負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止や生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、地方交付税の削減、予算シーリン

グによる単なる国庫補助負担金の縮減など、「三位一体の改革」に名を借りた地方への一方的な負担転嫁は、絶対に認められないものであること。

### 3 国庫補助負担率の考え方

- ・ 低率の補助負担率による国庫補助負担金の交付は、国と地方の責任を曖昧にするもの。財政的な面での国の責任を明確にするため、次のような考え方で責任を果たすにふさわしい国庫補助負担率とすべき。
- ・ 本来国の事務である法定受託事務に関しては、委託金により交付される場合は当然のことながら所要経費の全額を、負担金により交付される場合にあっては、委託金に必要経費の4分の3以上を国が負担すべき。こうした負担ができない以上、当該事務をその性質に応じ直営にするか自治事務にするかの見直しを行うべき。
- ・ 法定受託事務全般に関し、この観点も含め、そのあり方について全面的な見直しを行うべき。
- ・ 自治事務に関しては、仮に財政的な面で国の責任を果たす必要がある場合、国が主張する場合には、その責任を明確にするために、所要経費の少なくとも3分の2以上の国庫補助負担金を交付すべき。
- ・ なお、国が責任を果たすために国庫補助負担金の存続が必要と言いつつ、国庫補助負担率を引き下げようとすることは、論旨一貫しない主張であり、全く理解に苦しむもの。

### 4 一方的な国庫補助負担率の引き下げが強行された場合の対抗措置

- ・ 国庫補助負担率の引き下げが、我々地方六団体の意向を一切考慮することなく、政府において一方的に強行された場合には、当該法定受託事務を返上し国が自ら実施してもらおう等の対抗措置をとることも辞さない考え。
- ・ 我々は、仮に国庫補助負担率の引き下げが強行されれば、その段階で地方自治法第250条の13に基づく国地方係争処理委員会への審査の申し出を行う覚悟。また、他の法定受託事務の返上も併せて検討。

### (骨太の方針2004 [抜粋])

第1部 「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(三位一体の改革)

- ・ 国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。

### ③交付金化・統合化に対する考え方

- 1 国庫補助負担金改革の趣旨（地方の自由度・裁量権の拡大）
  - ・ そもそも地方分権改革は、国から地方に権限と財源をセットで移譲することで、地方の自由度を高め、地域の実情に応じたきめ細かい住民サービスを提供するために行うもの。
  - ・ 地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な地域づくりを行い、国民が豊かさやゆとりを実感できる生活を実現することができよう、財政面の自立度を高めるための改革。
  - ・ いくつかの省が代案として国庫補助負担金の交付金化、統合化を示しているが、地方の裁量を拡大するといふ観点での取り組みは評価されるところがあるものの、国庫補助負担金という性格が残る以上、地方分権改革と呼ぶには程遠いものであり、「代案」とは成り得ない。
  - ・ 国庫補助負担金改革は、地方の自由度を高め、裁量権を拡大し、地方財政を自立させるため、国庫補助負担金の廃止とこれに見合う地方財源の確保を基本として行われるべき。
- 2 国に権限・財源を残し、陳情型行政を温存させるためのもの
  - ・ 国庫補助負担金の統合・交付金化を行っても、補助金所管官庁と財務省の予算折衝の中で事業総額を決め、地方からの陳情や要望を受け、所管省庁がこれを地方に分配するという構図は変わらず。
  - ・ 結局は国に権限と財源を残すもの。
- 3 国庫補助負担金に伴う問題点は解消されない
  - ・ 事業費の決定が毎年度国の予算編成に委ねられる以上、継続的に財源が確保されるわけでもない。
  - ・ 手続面で見ても、補助金の交付・申請手続に国も地方も忙殺されている現行の非効率なしくみの改善につな
- 4 税源移譲、地方財政の自立につながらない
  - ・ 国庫補助負担金が交付金化・統合化されても税源移譲にはつながらず、地方一般財源が拡充されるわけでもなく、地方財政の自立には全くつながらないもの。「国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結びつく改革を実施する」との「骨太の方針」による閣議決定の趣旨に反するもの（前記）。

#### ④建設国債が財源となつてゐる公共事業関係国庫補助負担金の廃止と税源移譲に関する考え方

##### 1 公共事業関係国庫補助負担金改革の意義

- ・公共投資関係の国庫補助負担金は、全国画一的な運営のためコスト高となつてゐるなどの問題の他、個所付  
け等についてのヒアリングなど、手続きが非常に煩雑となつてゐるということが問題。
- ・地方に移譲された一般財源により公共事業が実施されるようになれば、地方の自由度が格段に高まり、住民  
のニーズに応じた事業が展開できると同時に、入札から施工に至るまで地方の創意工夫を生かすことで、よ  
り効率的・合理的な事業執行が可能。
- ・公共事業関係こそ、国庫補助負担金を廃止して税源移譲するにふさわしい。

##### 2 国債が財源となつてゐることは税源移譲できなかつた理由とはならない

- ・公共事業関係国庫補助負担金は、財源が建設国債であることから税源移譲の対象とならなかつた主張がある  
が、税でなく国債が財源となつてゐることを理由に税源移譲の対象とならなかつたという趣旨であれば、国債  
を36兆円（歳入総額の45%）も発行してゐる現状では、その他の国庫補助負担金についても、赤字国債  
により財源調達してゐることを理由に税源移譲の対象とならなかつたことになる。これでは「三位一体の改革」  
そのものの前提が崩れてしまふ。
- ・建設国債の償還は、国税でなされるもの。したがつて、移譲すべき税源がないとの主張はあたらない。どう  
いう形で具体的に税源移譲すべきかは、税源移譲をすることを前提に今後議論していけばいいこと。
- ・公共事業は、常にその全額について建設国債を財源としなければならぬものではない。公共施設整備の世  
代間の公平を図るといふ観点から一定の比率で一般財源を投入することが本来の姿。したがつて、公共事業  
関係の国庫補助負担金についても、引き続きその事業を地方が実施するものについては、一定割合の税源移  
譲を行うべき。

##### 3 確実に税源移譲を行うことが「骨太の方針」（閣議決定）の趣旨

- ・「骨太の方針2003・2004」も、国庫補助負担金改革について、引き続き地方で実施する必要があるものにつ  
いては確実に税源移譲するとの趣旨。したがつて、公共事業関係国庫補助負担金のうち、建設国債が財源と  
なつてゐるものについても税源移譲の対象としなければ、閣議決定に反する。
- ・地方六団体の改革案は、骨太の方針で閣議決定された趣旨に基づき、政府からの要請に基づいて国庫補助負  
担金の改革案をまとめたもの。建設国債が財源であるからといって税源移譲の対象にしないのであれば、地



方への要請の際に明確にすべき。地方が改革案を取りまとめた後で、税源移譲の対象にしない、それも技術的な問題でしかない建設国債論で主張するのは、政府の要請を受けて真摯に改革案をとりまとめた地方の信頼を無にするもの。

## ⑤ 地方交付税改革に対する考え方

### 1 地方六団体「改革案」における地方歳出のスリム化努力

- ・ 地方六団体は、総額3兆2兆円の国庫補助負担金の廃止を提言しながらも、税源移譲を求めめる額は総額3兆円。地方自治体トータルで2,000億円の地方歳出削減努力を行う覚悟を明確にしている。
- ・ また、地方六団体の「改革案」では、国庫補助負担金の廃止により、「自己決定と自己責任が拡大すること」を踏まえて、創意と工夫により一層の行財政の効率化、合理化を積極的に進めていく」旨を明記。
- ・ 地方歳出のスリム化については、我々自らが率先して姿勢を示しているにもかかわらず、昨年と同様に一方的に地方交付税の削減を行おうとするのは、国と地方の信頼関係を著しく損なうもの。

### 2 三位一体の改革を進めるための「地方交付税改革」

- ・ 第一期改革期間においては、税源移譲の規模も十分ではなく、平成16年度において既に地方交付税の大幅な削減（臨時財政対策債を併せ12%削減）が行われており、地方自主財源の抜本的な拡充、強化が行われないことから、同期間中の地方交付税改革は、三位一体の改革の円滑な推進という点にも十分配慮する必要がある。
- ・ したがって、骨太の方針2004にもあるとおり、
  - ・ 「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う」
  - ・ 「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する」
  - ・ 「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴う財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて適切に対応する」
- ・ ことを基本に進められるべき
- ・ なお、地方交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度のあり方に関する抜本的な見直しについては、地方六団体「改革案」にも記載しているとおり、総合的な観点から検討中であり、政府からの正式かつ具体的な要請があれば、平成19年度以降の第2期改革に向け、地方六団体として改革案を提示する所存。

地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」（抜粋）

- 1 「三位一体改革の改革」の全体像
- (2) 税源移譲を中心とする「三位一体の改革」の全体像
- ③ 地方交付税の見直し

地方交付税については、第1期改革及び第2期改革を通じ、次の視点に立った見直しを行う。

ア 税源移譲による地方税財源の充実確保が行われた場合であっても、税源が偏在することが避けられず、地方公共団体間の財政力格差が拡大した場合、これに適切に対応できよう、地方交付税による財源調整機能を十分に発揮させる必要がある。また、法令等に基づき国が国民に保障した行政サービスを実施するための財源保障機能も不可欠であり、両機能を充実強化する。

イ 景気対策など国の施策の誘導に利用されてきたことが、地方が多額の赤字を抱える要因の一つになったという過去の経緯を踏まえ、地方交付税の政策誘導的な部分を縮小し、財源保障機能及び財源調整機能という地方交付税のあるべき機能を中心とする制度とする。

なお、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行されるべきである。

ウ 地方財政計画の見直しについては、昨年行われたような地方単独事業の大幅な削減といった一面的な見直しではなく、地方における医療・福祉・環境・教育等の施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に地方財政計画に反映させるなど、適切な見直しを行う。

エ 「三位一体の改革」の推進により、地方交付税不交付団体の人口の割合を高める。

オ 所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、別途、別途、地方交付税の総額を確保するための対策を講じる必要がある。

カ 地方交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度については、国税と地方税との配分のあり方に関する抜本的な見直しの実施に合わせ、総合的な改革を行うことが必要であり、このため、地方公共団体として速やかに検討を進め、具体的な提言を行う。

### 3 平成17・18年度における地方一般財源総額の確保

- ・ 政府は、平成16年度予算編成において、理由もなく、地方に何ら協議もないまま地方交付税等（臨時財政対策債を含む）で3兆円規模の削減。このような不合理な地方交付税等の削減は到底容認できない。
- ・ 地方側としては、平成16年度の地方交付税の大幅な削減により、既に第1期の「三位一体の改革」の期間中の改革は、当該措置を決して許容するというものではないが、政府に協力し、先行、前倒しして実施済との理解も成り立ち得るところ。
- ・ したがって、平成18～19年度の残りの改革期間において、地方交付税等をこれ以上削減することは、地方の予算編成を著しく困難にし、地方財政を破綻させるもの。
- ・ 三位一体の改革を進めるための根本的な前提条件を崩すものであり、絶対に認められない。
- ・ なお、所得税等の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため、地方交付税法の本来の考え方に基づき、法定率を再セットし、地方交付税の所要総額を確保すべき。

#### 4 財務大臣の地方交付税削減案の不当性

谷垣財務大臣が経済財政諮問会議等で提案した、7. 8兆円の地方交付税削減案を含む「当面の地方財政計画の改革について」は、国の財政運営上の失政のツケをなかりふりかまわず地方へ負担転嫁しようとするものに過ぎず、地方財政の破綻を招くものであり、断じて容認できない。このような非現実的な提案をすること自体が、国と地方の信頼関係を崩壊させるもの、提案の速やかな撤回を求める。

また、財務大臣の主張は、「（地方公務員給与は）国家公務員を上回る水準に過大計上」とか、敬老祝い金等、交付税による財源保障の対象となっていない事業を「交付税による財源保障が疑問と思われる事業」として例示するなど、地方交付税に対する誤った認識に基づくもの。また、そもそも税や地方交付税という一般財源の使途は、選挙で選ばれた首長と議会が、住民の意向に基づき決めるべきもの。財務大臣が適否を判断し、その使い道を決めるものではない。財務大臣の地方自治に関する見識を疑う。

結婚奨励金、敬老祝い金等の支出にしても、少子化、過疎化等に悩む個別の地方自治体の事情や地域住民の切実な思い、これに見合う他の歳出を切り詰めるなど団体毎に異なる歳出削減努力等を一切無視した上で、一刀両断で無駄と切り捨てる官僚的かつ中央集権的な発想の現れ。

また、「国の歳出では個人資産への助成は認められない」と主張しているが、国の支出で個人資産の形成に結びつくものが多々存在するのは周知の事実（住宅ローンに対する利子補給、賃貸住宅に対する家賃補助、土地改良事業に対する助成等）。

財務大臣提出資料（平成16年10月26日）「当面の地方財政計画の改革について」の問題点

##### 1 地方交付税は地方の固有財源

地方交付税は、地方の固有財源。財務大臣はまるで国の出先機関の歳出予算を査定するかのごとく、別法人である地方公共団体の歳入削減を一方的に論じているが、これは憲法で保障された「地方自治の本旨」を無視するもの。

地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、通常の歳出予算に関する査定議論と同列に論じられるべきものではない。

##### 2 国と地方の基本的な信頼関係を破壊するもの

我々地方が政府とぎりぎりの折衝を行っている今回の補助金改革案でさえ、当面のフレームは3兆円規模であるのに対し、財務大臣が提示する地方財政計画の改革は、いきなりこの2倍以上の7～8兆円の地方交付税を純減する非現実的な提案。

また、予見可能性を高めることにより、地方自治体の安定的な財政運営を確保する中期的な地方財政ビジョンに関する財務大臣の否定的な見解は、地方自治体の自助努力や地方自治の重要性等を全く考慮しないもの、地方に対する根本的な不信の現れ。

##### 3 「骨太の方針2004」の閣議決定を公然と無視するもの

「骨太の方針2004」では、「地方交付税については、地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出の見直しと歩調を合わせ

て、地方の歳出を見直し、抑制する。」とされているが、歩調を合わせべき国の歳出見直しに言及することなく、7～8兆円の地方交付税の削減のみを提案。

また、こうした地方交付税の削減は、骨太方針の「地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う。これらにより、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。」ことにも反するもの。

#### 4 平成16年度政府予算に対する財務大臣の無責任な姿勢

平成16年度の地方財政計画は、内閣が国会に提出し議決を経た平成16年度政府予算と一体のもの。この地方財政計画に不適切な過大計上（7～8兆円）が存在するということを、内閣の一員であり、予算編成の責任者でもある財務大臣が、国会の審議終了後に手のひらを返したように主張するということは、地方のみならず、国会および国民に対する責任問題。

#### 5 地方不信を植えつけようとする謝った世論誘導

「（地方公務員給与は）国家公務員を上回る水準に過大計上」とか、敬老祝い金等、交付税による財源保障の対象となっていない事業を「交付税による財源保障が疑問と思われる事業」として例示するなど事実を歪曲する表現を多用し、誤った世論形成をしようとすることは残念。

少子化、過疎化等に悩む個別の地方自治体の事情や地域住民の切実な思い、これに見合う他の歳出を切り詰める団体毎に異なる歳出削減努力等を一切無視した上で、一刀両断で無駄と切り捨てる官僚的かつ中央集権的な発想の現れ。財務大臣は、国家財政の責任者として、正々堂々と地方交付税のあるべき姿を議論すべき。

### 5 地方財政計画の見直し

- ・地方財政計画については、地方における施策の取組みや決算状況の実態を踏まえ、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させた見直しを行うべき。
- ・地方財政に関する地方自治体の予見可能性を高め、行政改革努力を促すとともに安定的な財政運営を確保するため、3年程度をタイムスパンとする中期地方財政ビジョンを策定すべき。その上で、このビジョンに基づき、交付税の法定率を再セットすべき。
- ・地方交付税は地方固有の財源であることから、その総額を決める地方財政対策、地方財政計画の作成に当たり、政府は、的確かつ迅速に情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させるべき。

## ⑥「課税自主権」に対する考え方

### 1 三位一体の改革と課税自主権

- ・ 地方自治体が歳入面で独自課税の努力をしていくことは、行政目的と財政負担のあり方を明確にし、住民自治を推進する観点からも意義深いもの。
- ・ しかし、「三位一体の改革」は、国民負担の点では増税でも減税でもなく、ニュートラルを前提とし、国と地方の税収の帰属、つまり税源配分を行政の責任分担に応じて適正にしていることとするものであり、納税者に特別の負担を求めるとも想定される「課税自主権の発揮」については、これとは別次元の問題として議論すべき。

### 2 地方自治体における課税自主権発揮の可能性

- ・ 租税法主義に基づき地方税法で地方団体が認められているいわゆる課税自主権とは、地方税法で認められる税目の税率の自由設定権限と、法定外普通税及び法定外目的税の創設。
- ・ 国・地方を通じて、既に主要な税源は法定税目とされており、課税自主権の発揮のみで地方税源を量的に拡大することは限界。
- ・ とりわけ一般の市町村においては、課税自主権を行使するだけの課税客体に乏しく（あっても別荘・ヨット程度）、抜本的な税収確保対策にはなり得ないのが現状。

### 3 法定外税による課税自主権発揮の可能性

- ・ 法定外普通税については、平成12年の地方分権一括法の改正で、独自課税創設についての自治大臣の許可制から同意を必要とする協賛制へ。
- ・ しかし、同意を得るためには、国税と他の地方税と課税標準が同じで住民負担が著しく過重とならないこと、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えないこと、国の経済施策に照らして適当なことといった要件を満たす必要があるが、実際の法定外普通税の導入は著しく困難。
- ・ また、法定外目的税については、平成12年4月の改正で新しく課税できるようになったが、政策的な観点からの課税であり、既に主だった税目が法定されている現状では、地方税収の拡大には結びつかない。

### 4 超過課税による課税自主権発揮の可能性

- ・ 地方公共団体が課税する場合は地方税法に規定する標準税率によるが、その地方公共団体に財政上その他

の必要があると認められる場合には、これと異なる税率を定めることができるとなっている。  
・地方公共団体が超過課税する場合には、その必要性について、納税者の十分な理解を得ることが前提条件であり、軽々と超過課税の導入を求めるとは困難な状況。

・平成15年4月1日現在で、延べ2431団体で超過課税を実施し、課税自主権を発揮しているところであるが、その超過課税による税収は、平成14年度決算額で4,009億円であり、地方税収に占める割合は

1. 2%に過ぎない。

・超過課税を実施する場合においても、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという公平の原則は、地方税制度を考えるに当たって最も基本的な税の基本原則であり、税源の乏しい地域は超過課税によらないと標準的な行政サービスが提供できないというのでは、当該地域はもちろん、全国的にも理解は得られない。

#### 5 税源移譲による地方財源の拡充が必要

- ・したがって、地方公共団体は、各団体の地域の実情に応じて、これまで以上に課税自主権の発揮について、納税者を含めた関係者の理解を得ながら取り組んでいるが、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を大きくだけ縮小する観点に立って、公平の原則に配慮しつつ税源の量的拡大を図るためには、国からの税源移譲により、地方税の充実確保を図ることが不可欠。
- ・地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分の実現が必要。そのため、三位一体の改革により確実な税源移譲がなされることを求めている。

## 2 国の地方自治に対する規制・関与の改革

### 1 国の地方自治に対する規制・関与の改革に向けた提案

- ・三位一体の改革の目的とする地方分権の推進のためには、財政面の改革と同時に、さまざまな国による地方自治への関与・規制の見直しといった行政面における改革が必要。
- ・このため、地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」では、「国による関与・規制の見直し等」を提案

(経緯)

- ・ 7月15日 全国知事会議
- ・ 国の過剰関与等撤廃研究会が「『地方自治に対する国の過剰な規制・関与の撤廃』に向けた提言」を発表
- ・ 8月18・19日 全国知事会議
- ・ 【国庫補助負担金等に関する改革案】の了承
- ・ 8月19日 地方六団体で合意
- ・ 8月24日 内閣総理大臣に改革案を提出
- ・ 10月28日 「地方からの改革案に対する各省回答」内閣へ提出

(地方六団体改革案〔抜粋〕)

#### 4 国による関与・規制の見直し等

平成12年の地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、地方の主体性が一定程度高められたものの、現状では法定受託事務、自治事務を問わず、法律、政省令、通達・通知などにより、地方公共団体の主体性を制約し、実質的に国が関与している事例が数多く存在している。

また、国庫補助負担金が廃止され、一般財源化された事業についても従来国庫補助負担金の交付条件とされていた必置規制、基準の義務付けが存置され、財政上の自由度がほとんど高まっていない事例が見受けられる。

このような、国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

したがって、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するため、「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金の改革に併せ、次に掲げる改革を行い、地方の自由度を拡大する必要がある。

#### ①必置規制、基準の義務付けの廃止

- ・ 国庫補助負担金の廃止により、一般財源化された事務事業について、必置規制、基準の義務付けを廃止
- ・ 自治事務については、原則として必置規制や処理基準、整備基準などの事務の細則を定めた政省令を廃止。また、これを条例で定めることとするよう、個別法の規定を早急に改正



② 国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築

・ 地方の事務に係る法令の制定等に対し、国と地方の調整システムを構築

③ 地方の役割・権限の拡大

- ・ 地方が担う方が適切である事務が存在することから、国と地方の役割分担の見直しを実施し、国から地方へ、都道府県から市町村への規模、能力に応じた一層の事務・権限を移譲
- ・ 特に住民に身近な基礎自治体である市町村の役割・機能を拡充するとともに、市町村に対する都道府県の関与を廃止・縮小
- ・ 政省令が必要な場合であっても、条例が一定の範囲内で政省令に規定された内容の弾力化を図りうる仕組みを創設
- ・ 法律による条例への授権範囲を拡大

**2 骨太の方針と国の地方自治に対する規制・関与の改革**

・ 地方に対する国の規制・関与の改革は、閣議決定に基づく政府の方針。政府は、これを確実に実施する義務を負うもの。

(骨太の方針2003)

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組みむとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

(骨太の方針2004)

- ・ 「地方分権改革推進会議等の成果を踏まえ、「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主體的な決定や創意工夫ある行政改革への取組の支障とならないよう、必置規制や義務付け等、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図るとともに、条例で定めることができる範囲の大幅な拡大等を通じて、地方の裁量権を拡大する。」
- ・ 「国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じて行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。」

**3 地方からの改革案に対する各省の対応と見直し案の具体化**

・ 改革案で求めている「①必置規制・基準の義務付けの廃止」、「②国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築」、「③地方の役割・権限拡大」についての各省の対応は、改革についてほとんど受け入れら

れないとの状況である。

また、20の具体的事例についても、ほとんど廃止できなとの状況である。  
政府にあっては、骨太の方針2004の閣議決定を踏まえ、以下に掲げたポイントに基づき、20の具体的事例のみならず、一般財源化された事務事業や自治事務についても関与・規制の撤廃を含め、その実現を図るべき。

- 1 国の過剰な関与・規制等の撤廃は、補助金改革と合わせて、「三位一体の改革」を推進する車の両輪であること。
- 2 地方が求めるのは、地方分権の目的である住民の意見や意向を的確に行政に反映させ、地域の実情に合った事業を実施し、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を目指すものであること。
- 3 地方から示した改革案の対応については、20の具体的事例のみならず、一般財源化された事務事業や自治事務についても関与・規制の撤廃を含め、見直しに向けた具体的な手順及びスケジュールを「改革全体像」に盛り込むこと。

## 追加配付資料1

### 義務教育費国庫負担金に関する考え方

平成16年11月9日

1 義務教育は、地方の自治事務。中央政府の専管事項ではない。

- ① 小中の学校教育に関わる事務は、県費負担教職員の任命権及びその給与関係等に関わる事務（＝都道府県の自治事務）を除き、原則として市町村の自治事務。決して、中央政府の専管事務ではない。
- ② 義務教育に関する国の責務は、中央政府だけの義務ではなく、地方公共団体をも包含する意味での国家の責任。
- ③ 義務教育において、国は義務教育標準法による標準的で適切な学級規模の明示や、学習指導要領によるあるべき学習内容の提示等、統一的、基本的な義務教育の内容・水準を定めることを基本的な役割とすべきであり、地方はその水準・確保を守りながら、それぞれが独自に創意工夫を発揮し、地域のニーズに適合した、自主的・自立的な教育の実施の役割を担っていくべき。
- ④ 先進国の事例を見ても、地方の事務としている国が多い。

1 全国知事会議（８月１８・１９日、新潟）における各都道府県知事の考え方

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| ①義務教育は、引き続き自治事務とすべき       | ４３団体 |
| その他                       | ４団体  |
| ②義務教育に関し、地方自治体の裁量範囲を拡大すべき | ４５団体 |
| 現状のまま                     | １団体  |
| その他                       | １団体  |

2 義務教育に関する事務の歴史的変遷

明治期：「改正小学校令」の公布後（明治２３年）～

- ・明治２１年公布の市制・町村制による地方制度の確立とあわせ、わが国の地方教育制度の原型を確立。
- ・義務教育は官吏（待遇官吏）による国の事務。学校は国の営造物で、その維持管理は市町村への国政委任事務。教員の任免は地方長官（官選知事）による国の直接事務。

戦後改革期：「教育委員会法※」の施行（昭和２３年）～

- ・戦後は、教員は地方公務員、学校の維持管理や教育活動は地方の固有事務とされたが、教員の任免等は機関委任事務とされた。

※昭和３１年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行に伴い  
廃止

現行制度：「地方分権一括法」の施行（平成１２年）～

- ・平成１２年４月施行の地方分権一括法で、義務教育に関するすべての事務が自治事務化。

3 各国の義務教育制度（先進国の例）

- ・アメリカ、カナダ、ドイツなどの連邦制国家では、州レベルに権限・財源が分権化。
- ・スウェーデンでは、義務教育はコミューン（＝市町村）の事務。９０年代の一般財源化改革により、かえって地方団体の教育支出が増加し、教育水準が向上。
- ・イギリスでは、地方の事務として、地方税により義務教育を実施。
- ・フランスでは、教員は国家公務員であり、その給与は全額国庫負担。

2 義務教育の根幹は、①機会均等、②水準確保、③無償制であり、国庫補助負担金制度の存続とは別の問題。

① 義務教育費国庫負担金制度は、小中学校の教職員の人件費のうち、給与本体に関わる部分のみの1/2を国が負担しているに過ぎない。

② その割合は、義務教育に要する経常経費の3割を切っている。仮に、経費の負担割合で責任度合いを判断するならば、義務教育に関し、国は3割以下の責任しか果たしていないことになる。

→ 別紙参照

※ 新聞等では、負担率を1/3に下げる旨の報道がなされているが、仮にこのような措置が実施されることになれば、国は2割以下の経費負担しかしないことになり、文部科学省の主張する経費負担割合責任論で考えるなら、国の責任も2割以下となってしまう。

※ そもそも自治事務であるにもかかわらず、国が責任を果たしているというためには少なくとも2/3以上の経費を負担すべき。

③ 義務教育の根幹と教職員の給与に関する国庫補助負担金制度の存続とは別の問題。

**機会均等**

一人のこらず、すべての人に。あらゆる地域でどんな環境でも。



市町村に小中学校の設置を義務付け

**水準確保**

必要最低限の水準の保障。



学習指導要領、教科書検定、教員免許制、義務教育標準法

**無償制**

全額公費で対応（授業料徴収なし）。

完全就学（全員入学）の達成。



地方自治体に対する財源保障（税及び地方交付税が中心）

- ④ 現在の義務教育における水準の確保は、学級編制基準を定めた義務教育標準法や、学習内容を示した学習指導要領等によって担保されており、国家・社会の発展を担う人材育成という「国家戦略」を展開するにあたって、こうした制度によって担保することが可能であり、教職員の給与の1/2を国がみることで、こうした「国家戦略」を展開するための最適の措置とも到底考えられない。

3 問題は、義務教育に要する財源を、地方自治体がどのようにして確保することが、地域や児童生徒にとって望ましいのかということ。

- ① 義務教育において、国は義務教育標準法による標準的で適切な学級規模の明示や、学習指導要領によるあるべき学習内容の提示等、統一的、基本的な義務教育の内容・水準を定めることを基本的な役割とすべきであり、地方はその水準・確保を守りながら、それぞれが独自に創意工夫を発揮し、地域のニーズに適合した、自主的・自立的な教育の実施の役割を担っていくべきもの。
- ② このためには、財源面における自由度を高め、裁量の範囲を拡大することが望ましく、現行の義務教育費国庫負担制度は廃止して税源移譲すべき。
- ③ 義務教育に要する経費は、既にその7割以上が地方自治体の一般財源である地方税や地方交付税によってまかなわれており、教職員の給与の1/2を一般財源化しても問題は生じない。
- ④ むしろ、教職員の人件費の財源を一般財源化することにより、義務教育に関する地方自治体の責任が住民に対し明確になるとともに、教職員の配置やクラス編成に関して国の基準を満たした上で多種多様な取り組みが促進されることになる。
- ⑤ 昭和60年以降、文部（科学）省も、義務教育財源の一般財源化を推進。国の一方的な都合により、なし崩し的に、しかも必ずしも税源移譲を伴わない形での一般財源化よりも、税源移譲で義務教育財源を確保するほうが確実。
- ⑥ なお、教職員の給与の一部を国庫で負担することが、憲法上の要請に基づくものではないことは、かつて義務教育費国庫負担金が廃止されていた時期（昭和25～27年）があることから明らか。

1 全国知事会議（8月18・19日、新潟）における各都道府県知事の意向

・義務教育に関する財源確保は、

総額裁量制による負担金制度を維持する 8団体

税源移譲（一般財源化）により行う 37団体

その他 2団体

2 義務教育の財源確保に関する歴史

大正7年 市町村義務教育費国庫負担法（義務教育国庫負担制度の開始）

昭和15年 義務教育費国庫負担法（国が1/2負担、市町村に対する負担から都道府県に対する負担へ）

昭和25年 義務教育費国庫負担制度の廃止  
→地方平衡交付金に吸収（一般財源化）

昭和28年 義務教育費国庫負担法（現行法）の施行

<昭和34年 公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）の施行>

3 国による一般財源化の近年の流れ

・昭和60年 旅費及び教材費の一般財源化

昭和61年 恩給費、共済追加費用等について負担率を1/2→1/3

昭和62年 共済長期給付について負担率を1/2→1/3

平成 元年 恩給費の一般財源化

平成 4年 共済追加費用等の段階的一般財源化

平成15年 共済長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化

平成16年 退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化

4 義務教育費国庫負担金制度に基づく教職員加配をめぐる問題

義務教育の教職員の加配に関しても国庫負担金措置が講じられているが、加配定数の各都道府県別の配分は、文部科学省の一方向的な措置で講じられている。配分基準も明確になっておらず、都道府県別の配分数についてすら文部科学省は公表していない。



4 義務教育費国庫補助負担金を一般財源化した場合、都道府県が教職員の給与に関し、必要な支出を確保しようとし、事態が万一生じても、国がその是正を求めることにより、その支出を制度的に担保することが現行の法律においても可能。

現行の法律による担保が不十分と考えるなら、法律改正も可能。

- ① 地域住民の最大関心事は子どもの教育のことであることから、地方行政において、最も優先されているのは教育。現に地方は教育費について国の標準以上を支出している。
- ② 万一仮に、教職員の給与に関し、都道府県が必要な支出を確保しようとし、事態が生じた場合には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、文部科学大臣は、知事及び教育委員会を指導することができることとなっている。
- ③ また、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」では、文部科学大臣は、学級編成の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、指導をすることができることとされるとともに、必要があれば「地方交付税法」に基づき、当該団体に対し是正の勧告をした上で、文部科学大臣の請求を受けた総務大臣は、当該団体から地方交付税の全部又は一部を返還させなければならないと定められており、一般財源化されても支出を担保する十分な制度が既に存在。
- ④ これら現行の法律による担保が不十分と考えるなら、法律改正も可能。

## 1 法律による担保

### ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

第53条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第48条第1項及び第51条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

### ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）

第19条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編成の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ総務大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

### ・地方交付税法（抜粋）

第20条の2 関係行政機関は、その所管に関係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠っているために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第1項の勧告に従わなかった場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地

方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第19条第6項から第8項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

※地方交付税の不交付団体に対しては、交付税の減額、返還させることができないため、上記「勧告」の手続きによるほか、地方自治法第245条の5の規定による「是正の要求」、第245条の6の規定による「是正の勧告」の手続きによることとなる。

こうした手続きにより、問題点を公に明確にした上で、最終的には有権者の判断によることとなる。

## 2 公立高校の教員定数の事例

公立高校については、国庫負担制度が無く、一般財源により賄われているが、全都道府県をみると、標準法で定める定数充足度合いは、プラスマイナス5%の範囲内にあり、全体では定数を過充足している。

平成15年度公立高等学校定数と実数の比較

定数 226,413人

実数 227,290人(877人標準法定数より多く教員確保)

※超過県 24県

未充足県 23県

## 3 義務教育における教員定数の状況

<国の標準>

<実際の取組>

[教職員数] 標準法定数66万人→実際の教職員数72万人

※全ての都道府県において、国の標準を超えて、単独で教職員を配置

[学級編成] 1学級あたり40人→小学校26.4人

中学校31.0人

※少人数学級への積極的な取組等

## 義務教育国庫負担金の取扱いについて

### 1 国による一般財源化の流れ

- ・昭和60年 旅費及び教材費の一般財源化
- 昭和61年 恩給費、共済追加費用等について負担率を1/2→1/3
- 昭和62年 共済長期給付について負担率を1/2→1/3
- 平成元年 恩給費の一般財源化
- 平成4年 共済追加費用等の段階的一般財源化
- 平成15年 共済長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化
- 平成16年 退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化

### 2 義務教育国庫負担金に関する関係閣僚合意事項等

**平成14年12月18日 総務・財務・文部科学3大臣合意（抜粋）**

- 2 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、「改革と展望」に期間中（平成18年度末まで）に国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

**「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」抜粋 [H15.6.27閣議決定]**

#### 【教育・文化】

- 義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

- ② 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

**平成16年度国庫補助負担金の改革に係る政府・与党合意（抜粋） [H15.12.19]**

（文部科学省関係）

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財政措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。

- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

### 3 義務教育関係経費に占める国庫負担金の割合

文部科学省は、地方自治体が義務教育に要する経常経費のうち、人件費の一部を負担しているのみ。しかも、その割合は、年々低下。現実には、義務教育に要する経費の7割以上は、地方税や地方交付税等の地方自治体の一般財源でまかなわれている。

- 平成14年度

| 義務教育関係経費 | 国庫負担金 | 割合    |
|----------|-------|-------|
| 8.7兆円    | 3.0兆円 | 34.5% |

義務教育関係経費8.7兆円の内訳

運営費（旅費、教材費、図書費、光熱水費等）1.2兆円  
人件費 7.5兆円

- 平成15年度

※共済長期負担金分一般財源化（2,344億円）

| 義務教育関係経費 | 国庫負担金 | 割合    |
|----------|-------|-------|
| 8.7兆円    | 2.7兆円 | 31.0% |

- 平成16年度

※退職手当・児童手当分一般財源化（2,309億円）

| 義務教育関係経費 | 国庫負担金 | 割合    |
|----------|-------|-------|
| 8.7兆円    | 2.5兆円 | 28.8% |

※ 国庫補助負担率を1/2から1/3に引き下げるとその割合は、19.2%まで低下。

$$28.8 \times (1 - (1/2 - 1/3) / 0.5) = 19.2$$

※義務教育関係経費は、データの存在する平成14年度決算額と同額で平成15年度・16年度も推移するとして試算

※義務教育関係経費は経常経費のみ（投資的経費は含まず）、都道府県分・市町村分の純計

## 追加配付資料2

### 災害対策に関する公共事業の取り扱いについて

地方六団体の災害対策関係の公共事業に関する考え方は次のとおり。

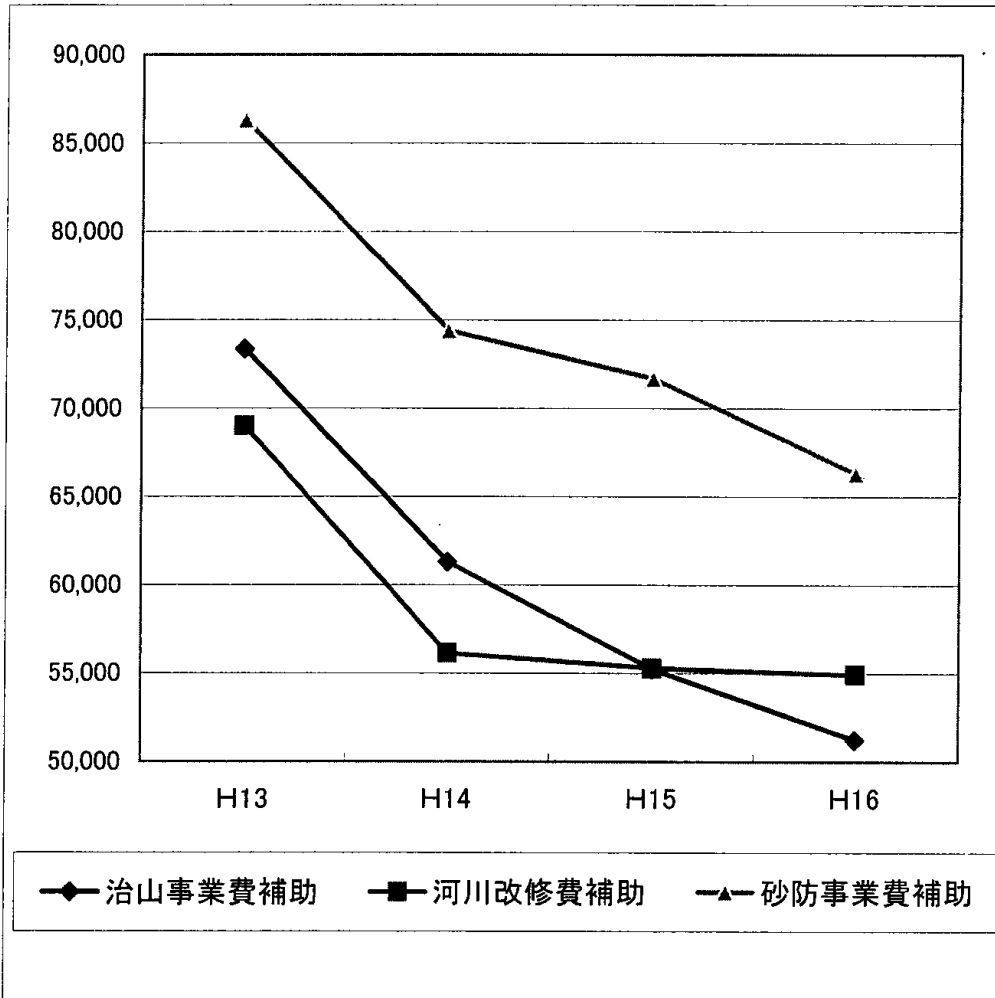
- 1 災害復旧事業は、改良復旧も含め、事後的・緊急的に行う必要があり、かつ臨時・巨額の財政負担を伴うことが多いことから、今回の改革案では、廃止をして税源移譲を行うべき補助金としていない。
  - ※ 昨年の全国知事会「三位一体の改革に関する提言」(H15.11)及び全国市長会「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」(H15.10)においても、同様の理由から廃止対象から除外している。
  - ※ 今回の改革案では、災害復旧関連事業を除くという考え方でリスト作りを行っているが、仮に税源移譲対象補助金の中に災害復旧関連事業が一部含まれている場合があれば、政府において精査の上、税源移譲対象補助金から当該金額を除外していただくことを想定している。
- 2 治山事業、河川改修事業、砂防事業等の災害の発生を防止するための事業（以下、「災害予防事業」という。）に関しては、
  - ① 計画的に整備が進められるものであること
  - ② 年度間の事業費も、都道府県単位で見れば、災害復旧事業に比べ大幅に平準化されていることから、国庫補助等がなくなっても、税源移譲と適切な財源調整措置が講じられさえすれば、都道府県において支障なく事業を実施できるものであり、今回の改革案では、廃止をして税源移譲を行うべき補助金としている。
  - ※ これらの事業に関する財源が十分確保されるように、今回の改革案では、災害の防止に関わる国庫補助負担金については、確実に10割の税源移譲を行うべきであるとしている。
- 3 こうした災害予防事業は、国の直轄事業でない限り、現在でもその必要性を判断し、事業を実施しているのは、事業主体である都道府県であり、これを補助事業として実施するのか単独事業として実施するかの違いは、事業費の財源が、税源移譲された独自財源であるか、国の補助金であるかの違いでしかない。
  - ※ 仮に、都道府県が事業の実施主体であること自体が不安だということであれば、国が直轄事業で行うべきである。
- 4 また、こうした災害予防事業に関しては、特定地域を除けば、国は原則1/2～1/3の負担しかしていないのであり、この部分が他の部分と同様に税や地方交付税に変わっても事業の質が変わるわけではない。むしろ、都道府県においては、その責任が明確になることにより、国の補助金待ち体質や依存体質が改まり、地域住民の生命・財産を守る観点から、自らの判断と責任でより計画的かつ重点的に整備を進めることが可能となるものである。
  - ※ これらの事業に係る国庫補助負担金は、財務省が設定する予算シーリングにより、毎年度徐々に減らされており、災害防止に関して所管省庁が自らの責任だと主張する財政責任自体を果たしているかどうかも疑問。
  - ※ 災害復旧事業に関連して、一時的かつ集中的に、こうした災害予防事業を実施することが効果的であり、その場合は、国庫補助金でなければ対応できないという主張がなされる場合があるが、災害等の特別な行政需要の発生に応じた財源調整制度として、特別地方交付税制度（地方交付税総額の6%、平成15年度1兆円）があり、対応は十分可能。

## 治山事業費補助金、河川改修費補助金及び砂防事業費補助金の予算額推移

(単位:百万円)

|         | H13    | H14    | H15    | H16    |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 治山事業費補助 | 73,363 | 61,306 | 55,229 | 51,222 |
| 河川改修費補助 | 69,018 | 56,137 | 55,282 | 54,915 |
| 砂防事業費補助 | 86,301 | 74,410 | 71,689 | 66,307 |

補助金総覧から

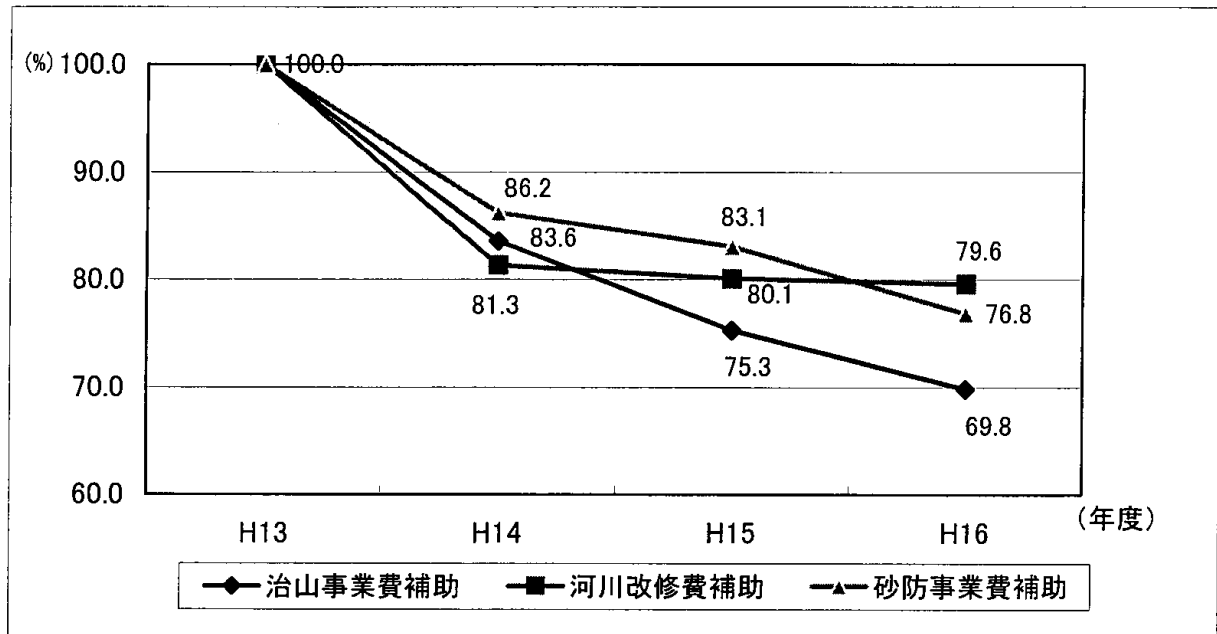


## 治山事業費補助金、河川改修費補助金及び砂防事業費補助金の予算額推移

(単位:百万円)

|         | H13    |       | H14    |      | H15    |      | H16    |      |
|---------|--------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 金額     | 比率    | 金額     | 比率   | 金額     | 比率   | 金額     | 比率   |
| 治山事業費補助 | 73,363 | 100.0 | 61,306 | 83.6 | 55,229 | 75.3 | 51,222 | 69.8 |
| 河川改修費補助 | 69,018 | 100.0 | 56,137 | 81.3 | 55,282 | 80.1 | 54,915 | 79.6 |
| 砂防事業費補助 | 86,301 | 100.0 | 74,410 | 86.2 | 71,689 | 83.1 | 66,307 | 76.8 |

補助金総覧から



H13=100とした数値



### 追加配付資料3

## 谷垣財務大臣の経済財政諮問会議（H16.10.22）及び「国と地方の協議の場」（H16.10.26） 提出資料に基づく市町村の地方交付税等の削減額の試算

平成16年11月9日  
全国知事会

先に全国知事会が行った削減額のシミュレーション方法に準じて、全国ベースで7.8兆円の地方交付税の削減が行われた場合の市町村に与える影響について、岐阜県、京都府、島根県の3県で試算を行った結果は、次のとおり。なお、同様の試算を各都道府県で行うよう要請中。

#### 【試算結果】

- 県内市町村への影響は、
  - ・岐阜県においては、1市町村あたりの平均で▲8億円、16年度配分額（21億円）と比較して37%の削減。
  - ・京都府においては、1市町村あたりの平均で▲8億円、16年度配分額（26億円）と比較して32%の削減（京都市を除いて試算）。
  - ・島根県においては、1市町村あたりの平均で▲5億円、16年度配分額（23億円）と比較して22%の削減。
- このうち市については、
  - ・岐阜県においては、1市あたりの平均で▲18億円、16年度配分額（48億円）と比較して38%の削減。
  - ・京都府においては、1市あたりの平均で▲18億円、16年度配分額（48億円）と比較して37%の削減（京都市を除いて試算）。
  - ・島根県においては、1市あたりの平均で▲16億円、16年度配分額（54億円）と比較して29%の削減。
- また、町村については、
  - ・岐阜県においては、1町村あたりの平均で▲4億円、16年度配分額（12億円）と比較して35%の削減。
  - ・京都府においては、1町村あたりの平均で▲4億円、16年度配分額（15億円）と比較して23%の削減。
  - ・島根県においては、1町村あたりの平均で▲3億円、16年度配分額（18億円）と比較して19%の削減。
- 谷垣財務大臣が主張するような地方一般財源の削減が行われれば、住民サービスの極端な低下はいうまでもなく、市町村財政そのものが破綻を来すことは明らかである。

谷垣財務大臣の経済財政諮問会議(H16.10.22)提出資料に基づく岐阜県内市町村の地方交付税等の削減額試算

※H16.10.26全国知事会の試算方式によるシミュレーション

(備考)単位:億円

H17・H18  
削減額 / H16配分額

単位:百万円

| 市町村名  | (参考)16年度       |         | 17年度    |         | 18年度    |         | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | H17・H18<br>削減額 / H16配分額 |
|-------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|------------------|--------------------------|-------------------------|
|       | 交付税+臨財債<br>増減額 | 削減額     | 交付税+臨財債 | 増減額     | 交付税+臨財債 | 増減額     |                    |                  |                          |                         |
| 岐阜市   | 15,631         | ▲ 3,385 | 10,914  | ▲ 4,717 | 6,197   | ▲ 4,717 | ▲ 9,434            | -60%             | ▲ 12,819                 | 94 / 156                |
| 大垣市   | 3,542          | ▲ 983   | 2,172   | ▲ 1,370 | 802     | ▲ 1,370 | ▲ 2,740            | -77%             | ▲ 3,723                  | 27 / 35                 |
| 高山市   | 3,511          | ▲ 547   | 2,749   | ▲ 762   | 1,987   | ▲ 762   | ▲ 1,524            | -43%             | ▲ 2,070                  | 15 / 35                 |
| 多治見市  | 4,190          | ▲ 738   | 3,161   | ▲ 1,029 | 2,133   | ▲ 1,029 | ▲ 2,057            | -49%             | ▲ 2,795                  | 21 / 42                 |
| 関市    | 4,231          | ▲ 757   | 3,177   | ▲ 1,054 | 2,122   | ▲ 1,054 | ▲ 2,109            | -50%             | ▲ 2,865                  | 21 / 42                 |
| 中津川市  | 4,163          | ▲ 506   | 3,458   | ▲ 705   | 2,754   | ▲ 705   | ▲ 1,409            | -34%             | ▲ 1,915                  | 14 / 42                 |
| 美濃市   | 2,644          | ▲ 134   | 2,458   | ▲ 186   | 2,272   | ▲ 186   | ▲ 372              | -14%             | ▲ 506                    | 4 / 26                  |
| 瑞浪市   | 2,460          | ▲ 380   | 1,929   | ▲ 530   | 1,399   | ▲ 530   | ▲ 1,060            | -43%             | ▲ 1,441                  | 11 / 25                 |
| 羽島市   | 3,390          | ▲ 876   | 2,170   | ▲ 1,220 | 950     | ▲ 1,220 | ▲ 2,440            | -72%             | ▲ 3,316                  | 24 / 34                 |
| 恵那市   | 2,956          | ▲ 302   | 2,536   | ▲ 420   | 2,115   | ▲ 420   | ▲ 841              | -28%             | ▲ 1,143                  | 8 / 30                  |
| 美濃加茂市 | 2,349          | ▲ 807   | 1,224   | ▲ 1,125 | 99      | ▲ 1,125 | ▲ 2,250            | -96%             | ▲ 3,057                  | 22 / 23                 |
| 土岐市   | 4,937          | ▲ 318   | 4,493   | ▲ 444   | 4,049   | ▲ 444   | ▲ 887              | -18%             | ▲ 1,205                  | 9 / 49                  |
| 各務原市  | 2,820          | ▲ 926   | 1,529   | ▲ 1,291 | 239     | ▲ 1,291 | ▲ 2,581            | -92%             | ▲ 3,507                  | 26 / 28                 |
| 可児市   | 1,633          | ▲ 802   | 515     | ▲ 1,118 | 0       | ▲ 515   | ▲ 1,633            | -100%            | ▲ 2,435                  | 16 / 16                 |
| 山県市   | 4,618          | ▲ 495   | 3,928   | ▲ 690   | 3,238   | ▲ 690   | ▲ 1,380            | -30%             | ▲ 1,875                  | 14 / 46                 |
| 瑞穂市   | 2,030          | ▲ 296   | 1,618   | ▲ 413   | 1,205   | ▲ 413   | ▲ 825              | -41%             | ▲ 1,121                  | 8 / 20                  |
| 飛騨市   | 6,530          | ▲ 232   | 6,207   | ▲ 323   | 5,883   | ▲ 323   | ▲ 646              | -10%             | ▲ 878                    | 6 / 65                  |
| 本巣市   | 3,499          | ▲ 92    | 3,371   | ▲ 128   | 3,242   | ▲ 128   | ▲ 257              | -7%              | ▲ 349                    | 3 / 35                  |
| 郡上市   | 12,243         | ▲ 452   | 11,613  | ▲ 630   | 10,983  | ▲ 630   | ▲ 1,260            | -10%             | ▲ 1,712                  | 13 / 122                |
| 下呂市   | 7,808          | ▲ 145   | 7,605   | ▲ 202   | 7,403   | ▲ 202   | ▲ 405              | -5%              | ▲ 550                    | 4 / 78                  |
| 川島町   | 383            | ▲ 428   | 0       | ▲ 383   | 0       | 0       | ▲ 383              | -100%            | ▲ 810                    | 4 / 4                   |
| 岐南町   | 599            | ▲ 174   | 356     | ▲ 243   | 113     | ▲ 243   | ▲ 486              | -81%             | ▲ 660                    | 5 / 6                   |
| 笠松町   | 1,401          | ▲ 175   | 1,157   | ▲ 244   | 913     | ▲ 244   | ▲ 488              | -35%             | ▲ 663                    | 5 / 14                  |
| 柳津町   | 488            | ▲ 101   | 347     | ▲ 141   | 206     | ▲ 141   | ▲ 282              | -58%             | ▲ 383                    | 3 / 5                   |
| 海津町   | 1,864          | ▲ 347   | 1,381   | ▲ 483   | 897     | ▲ 483   | ▲ 967              | -52%             | ▲ 1,314                  | 10 / 19                 |
| 平田町   | 1,252          | ▲ 247   | 907     | ▲ 345   | 562     | ▲ 345   | ▲ 689              | -55%             | ▲ 936                    | 7 / 13                  |
| 南濃町   | 1,726          | ▲ 354   | 1,232   | ▲ 494   | 739     | ▲ 494   | ▲ 987              | -57%             | ▲ 1,341                  | 10 / 17                 |

| 市町村名 | (参考)16年度 |       | 17年度    |       | 18年度    |       | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | H17・H18<br>削減額 | H16配分額 |
|------|----------|-------|---------|-------|---------|-------|--------------------|------------------|--------------------------|----------------|--------|
|      | 交付税+臨時債  | 増減額   | 交付税+臨時債 | 増減額   | 交付税+臨時債 | 増減額   |                    |                  |                          |                |        |
|      |          |       |         |       |         |       |                    |                  |                          |                |        |
| 養老町  | 2,416    | ▲ 374 | 1,895   | ▲ 522 | 1,373   | ▲ 522 | ▲ 1,043            | -43%             | ▲ 1,417                  | 10             | 24     |
| 上石津町 | 1,236    | ▲ 181 | 983     | ▲ 252 | 731     | ▲ 252 | ▲ 505              | -41%             | ▲ 686                    | 5              | 12     |
| 垂井町  | 1,637    | ▲ 167 | 1,405   | ▲ 232 | 1,172   | ▲ 232 | ▲ 465              | -28%             | ▲ 632                    | 5              | 16     |
| 関ヶ原町 | 969      | ▲ 285 | 571     | ▲ 398 | 173     | ▲ 398 | ▲ 795              | -82%             | ▲ 1,081                  | 8              | 10     |
| 神戸町  | 998      | ▲ 174 | 755     | ▲ 243 | 512     | ▲ 243 | ▲ 486              | -49%             | ▲ 660                    | 5              | 10     |
| 輪之内町 | 978      | ▲ 248 | 633     | ▲ 346 | 287     | ▲ 346 | ▲ 691              | -71%             | ▲ 939                    | 7              | 10     |
| 安八町  | 980      | ▲ 222 | 670     | ▲ 309 | 361     | ▲ 309 | ▲ 619              | -63%             | ▲ 841                    | 6              | 10     |
| 墨俣町  | 744      | ▲ 106 | 596     | ▲ 147 | 449     | ▲ 147 | ▲ 295              | -40%             | ▲ 401                    | 3              | 7      |
| 揖斐川町 | 1,629    | ▲ 136 | 1,440   | ▲ 189 | 1,251   | ▲ 189 | ▲ 378              | -23%             | ▲ 514                    | 4              | 16     |
| 谷汲村  | 1,032    | ▲ 137 | 841     | ▲ 190 | 651     | ▲ 190 | ▲ 381              | -37%             | ▲ 518                    | 4              | 10     |
| 大野町  | 1,686    | ▲ 297 | 1,273   | ▲ 413 | 859     | ▲ 413 | ▲ 827              | -49%             | ▲ 1,123                  | 8              | 17     |
| 池田町  | 1,952    | ▲ 263 | 1,585   | ▲ 367 | 1,218   | ▲ 367 | ▲ 734              | -38%             | ▲ 997                    | 7              | 20     |
| 春日村  | 901      | ▲ 133 | 716     | ▲ 185 | 531     | ▲ 185 | ▲ 369              | -41%             | ▲ 502                    | 4              | 9      |
| 久瀬村  | 680      | ▲ 80  | 569     | ▲ 111 | 458     | ▲ 111 | ▲ 222              | -33%             | ▲ 302                    | 2              | 7      |
| 藤橋村  | 568      | ▲ 101 | 428     | ▲ 140 | 287     | ▲ 140 | ▲ 281              | -49%             | ▲ 382                    | 3              | 6      |
| 坂内村  | 673      | ▲ 47  | 608     | ▲ 65  | 543     | ▲ 65  | ▲ 130              | -19%             | ▲ 176                    | 1              | 7      |
| 北方町  | 1,179    | ▲ 140 | 984     | ▲ 195 | 789     | ▲ 195 | ▲ 390              | -33%             | ▲ 530                    | 4              | 12     |
| 洞戸村  | 867      | ▲ 91  | 741     | ▲ 126 | 614     | ▲ 126 | ▲ 253              | -29%             | ▲ 344                    | 3              | 9      |
| 板取村  | 753      | ▲ 62  | 667     | ▲ 87  | 580     | ▲ 87  | ▲ 174              | -23%             | ▲ 236                    | 2              | 8      |
| 武芸川町 | 934      | ▲ 85  | 815     | ▲ 119 | 696     | ▲ 119 | ▲ 238              | -25%             | ▲ 323                    | 2              | 9      |
| 武儀町  | 1,467    | ▲ 83  | 1,351   | ▲ 116 | 1,235   | ▲ 116 | ▲ 232              | -16%             | ▲ 316                    | 2              | 15     |
| 上之保村 | 1,051    | ▲ 15  | 1,030   | ▲ 21  | 1,009   | ▲ 21  | ▲ 43               | -4%              | ▲ 58                     | 0              | 11     |
| 坂祝町  | 833      | ▲ 197 | 559     | ▲ 274 | 285     | ▲ 274 | ▲ 548              | -66%             | ▲ 745                    | 5              | 8      |
| 富加町  | 885      | ▲ 123 | 715     | ▲ 171 | 544     | ▲ 171 | ▲ 342              | -39%             | ▲ 464                    | 3              | 9      |
| 川辺町  | 1,166    | ▲ 132 | 983     | ▲ 183 | 800     | ▲ 183 | ▲ 367              | -31%             | ▲ 498                    | 4              | 12     |
| 七宗町  | 976      | ▲ 76  | 871     | ▲ 105 | 766     | ▲ 105 | ▲ 210              | -22%             | ▲ 286                    | 2              | 10     |
| 八百津町 | 1,956    | ▲ 212 | 1,661   | ▲ 295 | 1,365   | ▲ 295 | ▲ 590              | -30%             | ▲ 802                    | 6              | 20     |
| 白川町  | 2,319    | ▲ 193 | 2,051   | ▲ 269 | 1,782   | ▲ 269 | ▲ 537              | -23%             | ▲ 730                    | 5              | 23     |
| 東白川村 | 1,149    | ▲ 150 | 940     | ▲ 209 | 731     | ▲ 209 | ▲ 417              | -36%             | ▲ 567                    | 4              | 11     |
| 御嵩町  | 1,606    | ▲ 152 | 1,395   | ▲ 212 | 1,183   | ▲ 212 | ▲ 423              | -26%             | ▲ 575                    | 4              | 16     |
| 兼山町  | 433      | ▲ 34  | 386     | ▲ 47  | 339     | ▲ 47  | ▲ 94               | -22%             | ▲ 127                    | 1              | 4      |

| 市町村名  | (参考)16年度 |         | 17年度    |         | 18年度    |         | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | H17・H18<br>削減額 | H16配分額 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|------------------|--------------------------|----------------|--------|
|       | 交付税+臨財債  | 増減額     | 交付税+臨財債 | 増減額     | 交付税+臨財債 | 増減額     |                    |                  |                          |                |        |
| 笠原町   | 1,069    | ▲116    | 907     | ▲162    | 745     | ▲162    | ▲323               | -30%             | ▲439                     | 3              | 11     |
| 坂下町   | 1,485    | ▲176    | 1,240   | ▲245    | 995     | ▲245    | ▲491               | -33%             | ▲667                     | 5              | 15     |
| 川上村   | 552      | ▲41     | 495     | ▲57     | 437     | ▲57     | ▲115               | -21%             | ▲156                     | 1              | 6      |
| 加子母村  | 1,274    | ▲44     | 1,213   | ▲61     | 1,151   | ▲61     | ▲123               | -10%             | ▲167                     | 1              | 13     |
| 付知町   | 1,514    | ▲119    | 1,348   | ▲166    | 1,182   | ▲166    | ▲332               | -22%             | ▲451                     | 3              | 15     |
| 福岡町   | 1,463    | ▲114    | 1,303   | ▲159    | 1,144   | ▲159    | ▲319               | -22%             | ▲433                     | 3              | 15     |
| 蛭川村   | 904      | ▲99     | 767     | ▲137    | 630     | ▲137    | ▲275               | -30%             | ▲373                     | 3              | 9      |
| 岩村町   | 1,084    | ▲77     | 976     | ▲107    | 869     | ▲107    | ▲215               | -20%             | ▲292                     | 2              | 11     |
| 山岡町   | 1,014    | ▲79     | 905     | ▲109    | 796     | ▲109    | ▲219               | -22%             | ▲297                     | 2              | 10     |
| 明智町   | 1,239    | ▲140    | 1,043   | ▲195    | 848     | ▲195    | ▲390               | -32%             | ▲531                     | 4              | 12     |
| 串原村   | 528      | ▲39     | 473     | ▲55     | 418     | ▲55     | ▲109               | -21%             | ▲149                     | 1              | 5      |
| 上矢作町  | 982      | ▲74     | 879     | ▲102    | 777     | ▲102    | ▲205               | -21%             | ▲278                     | 2              | 10     |
| 丹生川村  | 1,781    | ▲146    | 1,577   | ▲204    | 1,374   | ▲204    | ▲407               | -23%             | ▲553                     | 4              | 18     |
| 溝見村   | 1,187    | ▲192    | 919     | ▲268    | 652     | ▲268    | ▲535               | -45%             | ▲727                     | 5              | 12     |
| 莊川村   | 752      | ▲84     | 634     | ▲118    | 517     | ▲118    | ▲235               | -31%             | ▲319                     | 2              | 8      |
| 白川村   | 811      | ▲142    | 613     | ▲198    | 415     | ▲198    | ▲397               | -49%             | ▲539                     | 4              | 8      |
| 宮村    | 795      | ▲74     | 692     | ▲103    | 589     | ▲103    | ▲206               | -26%             | ▲280                     | 2              | 8      |
| 久々野町  | 1,401    | ▲86     | 1,280   | ▲120    | 1,160   | ▲120    | ▲241               | -17%             | ▲327                     | 2              | 14     |
| 朝日村   | 1,108    | ▲90     | 983     | ▲126    | 857     | ▲126    | ▲252               | -23%             | ▲342                     | 3              | 11     |
| 高根村   | 634      | ▲67     | 539     | ▲94     | 445     | ▲94     | ▲188               | -30%             | ▲256                     | 2              | 6      |
| 国府町   | 1,629    | ▲151    | 1,418   | ▲211    | 1,207   | ▲211    | ▲421               | -26%             | ▲573                     | 4              | 16     |
| 上宝村   | 1,504    | ▲204    | 1,219   | ▲284    | 935     | ▲284    | ▲569               | -38%             | ▲773                     | 6              | 15     |
| 市計    | 95,184   | ▲13,172 | 76,827  | ▲18,357 | 59,073  | ▲17,754 | ▲36,111            | -38%             | ▲49,283                  | 361            | 952    |
| 市平均   | 4,759    | ▲659    | 3,841   | ▲918    | 2,954   | ▲888    | ▲1,806             | -38%             | ▲2,464                   | 18             | 48     |
| 町村計   | 69,075   | ▲8,874  | 56,921  | ▲12,154 | 45,149  | ▲11,771 | ▲23,925            | -35%             | ▲32,799                  | 239            | 691    |
| 町村平均  | 1,151    | ▲148    | 949     | ▲203    | 752     | ▲196    | ▲399               | -35%             | ▲547                     | 4              | 12     |
| 市町村合計 | 164,259  | ▲22,046 | 133,748 | ▲30,511 | 104,222 | ▲29,525 | ▲60,036            | -37%             | ▲82,082                  | 600            | 1,643  |
| 市町村平均 | 2,053    | ▲276    | 1,672   | ▲381    | 1,303   | ▲369    | ▲750               | -37%             | ▲1,026                   | 8              | 21     |

## 各市町村の地方交付税の削減額は、どの程度の大きさになるのか

※福祉関係経費(民生費)、教育関係経費(教育費)に充てられた一般財源との比較 [H15決算より]

単位:百万円

| 市町村名  | 3カ年(H16~18)<br>の削減額 [A] | 福祉関係経費(民生費) |         | 教育関係経費(教育費) |         |
|-------|-------------------------|-------------|---------|-------------|---------|
|       |                         | 一般財源充当額[B]  | 割合(A/B) | 一般財源充当額[C]  | 割合(A/C) |
| 市町村平均 | 1,026                   | 1,130       | 91%     | 944         | 109%    |
| 市平均   | 2,464                   | 3,294       | 75%     | 2,692       | 92%     |
| 町村平均  | 547                     | 409         | 134%    | 361         | 152%    |
| 岐阜市   | 12,819                  | 18,266      | 70%     | 12,174      | 105%    |
| 大垣市   | 3,723                   | 6,057       | 61%     | 4,799       | 78%     |
| 高山市   | 2,070                   | 2,937       | 70%     | 2,580       | 80%     |
| 多治見市  | 2,795                   | 3,285       | 85%     | 2,704       | 103%    |
| 関市    | 2,865                   | 2,597       | 110%    | 2,999       | 96%     |
| 中津川市  | 1,915                   | 2,233       | 86%     | 2,150       | 89%     |
| 美濃市   | 506                     | 986         | 51%     | 981         | 52%     |
| 瑞浪市   | 1,441                   | 1,644       | 88%     | 1,233       | 117%    |
| 羽島市   | 3,316                   | 2,476       | 134%    | 1,714       | 193%    |
| 恵那市   | 1,143                   | 1,345       | 85%     | 1,334       | 86%     |
| 美濃加茂市 | 3,057                   | 1,804       | 169%    | 1,521       | 201%    |
| 土岐市   | 1,205                   | 2,734       | 44%     | 2,021       | 60%     |
| 各務原市  | 3,507                   | 5,086       | 69%     | 3,907       | 90%     |
| 可児市   | 2,435                   | 2,861       | 85%     | 3,378       | 72%     |
| 山県市   | 1,875                   | 1,696       | 111%    | 1,705       | 110%    |
| 瑞穂市   | 1,121                   | 1,861       | 60%     | 1,467       | 76%     |
| 飛騨市   | 878                     | 1,483       | 59%     | 1,328       | 66%     |
| 本巣市   | 349                     | 1,651       | 21%     | 1,865       | 19%     |
| 郡上市   | 1,712                   | 2,764       | 62%     | 2,471       | 69%     |
| 下呂市   | 550                     | 2,115       | 26%     | 1,508       | 36%     |
| 川島町   | 810                     | 430         | 188%    | 314         | 258%    |
| 岐南町   | 660                     | 726         | 91%     | 797         | 83%     |
| 笠松町   | 663                     | 1,050       | 63%     | 633         | 105%    |
| 柳津町   | 383                     | 487         | 79%     | 357         | 107%    |
| 海津町   | 1,314                   | 599         | 219%    | 858         | 153%    |
| 平田町   | 936                     | 435         | 215%    | 307         | 305%    |
| 南濃町   | 1,341                   | 729         | 184%    | 621         | 216%    |
| 養老町   | 1,417                   | 1,249       | 113%    | 1,132       | 125%    |
| 上石津町  | 686                     | 421         | 163%    | 340         | 202%    |
| 垂井町   | 632                     | 1,112       | 57%     | 947         | 67%     |
| 関ヶ原町  | 1,081                   | 460         | 235%    | 460         | 235%    |
| 神戸町   | 660                     | 780         | 85%     | 882         | 75%     |
| 輪之内町  | 939                     | 587         | 160%    | 573         | 164%    |
| 安八町   | 841                     | 713         | 118%    | 664         | 127%    |
| 墨俣町   | 401                     | 294         | 136%    | 190         | 211%    |
| 揖斐川町  | 514                     | 731         | 70%     | 679         | 76%     |
| 谷汲村   | 518                     | 201         | 258%    | 226         | 229%    |
| 大野町   | 1,123                   | 828         | 136%    | 689         | 163%    |

| 市町村名 | 3カ年(H16~18)<br>の削減額 [A] | 福祉関係経費(民生費) |         | 教育関係経費(教育費) |         |
|------|-------------------------|-------------|---------|-------------|---------|
|      |                         | 一般財源充当額[B]  | 割合(A/B) | 一般財源充当額[C]  | 割合(A/C) |
| 池田町  | 997                     | 835         | 119%    | 913         | 109%    |
| 春日村  | 502                     | 138         | 364%    | 70          | 717%    |
| 久瀬村  | 302                     | 129         | 234%    | 105         | 288%    |
| 藤橋村  | 382                     | 86          | 444%    | 64          | 596%    |
| 坂内村  | 176                     | 102         | 173%    | 90          | 196%    |
| 北方町  | 530                     | 673         | 79%     | 488         | 109%    |
| 洞戸村  | 344                     | 156         | 220%    | 120         | 286%    |
| 板取村  | 236                     | 171         | 138%    | 139         | 170%    |
| 武芸川町 | 323                     | 402         | 80%     | 263         | 123%    |
| 武儀町  | 316                     | 272         | 116%    | 172         | 183%    |
| 上之保村 | 58                      | 168         | 34%     | 138         | 42%     |
| 坂祝町  | 745                     | 382         | 195%    | 683         | 109%    |
| 富加町  | 464                     | 525         | 88%     | 371         | 125%    |
| 川辺町  | 498                     | 576         | 87%     | 350         | 142%    |
| 七宗町  | 286                     | 290         | 99%     | 304         | 94%     |
| 八百津町 | 802                     | 588         | 136%    | 566         | 142%    |
| 白川町  | 730                     | 555         | 132%    | 581         | 126%    |
| 東白川村 | 567                     | 182         | 312%    | 137         | 414%    |
| 御嵩町  | 575                     | 837         | 69%     | 626         | 92%     |
| 兼山町  | 127                     | 133         | 96%     | 118         | 108%    |
| 笠原町  | 439                     | 577         | 76%     | 393         | 112%    |
| 坂下町  | 667                     | 351         | 190%    | 187         | 357%    |
| 川上村  | 156                     | 78          | 200%    | 91          | 171%    |
| 加子母村 | 167                     | 220         | 76%     | 187         | 89%     |
| 付知町  | 451                     | 317         | 142%    | 322         | 140%    |
| 福岡町  | 433                     | 400         | 108%    | 310         | 140%    |
| 蛭川村  | 373                     | 217         | 172%    | 142         | 263%    |
| 岩村町  | 292                     | 311         | 94%     | 260         | 112%    |
| 山岡町  | 297                     | 250         | 119%    | 203         | 146%    |
| 明智町  | 531                     | 400         | 133%    | 251         | 211%    |
| 串原村  | 149                     | 136         | 109%    | 89          | 167%    |
| 上矢作町 | 278                     | 224         | 124%    | 171         | 163%    |
| 丹生川村 | 553                     | 311         | 178%    | 248         | 223%    |
| 清見村  | 727                     | 204         | 357%    | 215         | 338%    |
| 荘川村  | 319                     | 121         | 264%    | 156         | 205%    |
| 白川村  | 539                     | 149         | 362%    | 225         | 239%    |
| 宮村   | 280                     | 146         | 192%    | 158         | 177%    |
| 久々野町 | 327                     | 244         | 134%    | 238         | 137%    |
| 朝日村  | 342                     | 143         | 239%    | 173         | 198%    |
| 高根村  | 256                     | 127         | 201%    | 93          | 275%    |
| 国府町  | 573                     | 311         | 184%    | 266         | 215%    |
| 上宝村  | 773                     | 243         | 318%    | 300         | 258%    |

京都府内市町村の地方交付税等の削減試算

※H16.10.26全国知事会の試算方式によるシミュレーション

(単位：百万円)

| 市町村名   | (参考) 16年度 |          | 17年度    |          | 18年度    |          | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考：3か年計<br>(H16+H17+H18) |
|--------|-----------|----------|---------|----------|---------|----------|--------------------|------------------|--------------------------|
|        | 交付税+臨財債   | 増減額      | 交付税+臨財債 | 増減額      | 交付税+臨財債 | 増減額      |                    |                  |                          |
| 京都市    | 108,937   | ▲ 18,988 | 82,475  | ▲ 26,463 | 56,012  | ▲ 26,463 | ▲ 52,925           | -49%             | ▲ 71,913                 |
| 福知山市   | 4,605     | ▲ 700    | 3,629   | ▲ 976    | 2,654   | ▲ 976    | ▲ 1,951            | -42%             | ▲ 2,651                  |
| 舞鶴市    | 7,700     | ▲ 779    | 6,614   | ▲ 1,086  | 5,529   | ▲ 1,086  | ▲ 2,171            | -28%             | ▲ 2,950                  |
| 篠栗市    | 4,550     | ▲ 517    | 3,829   | ▲ 721    | 3,109   | ▲ 721    | ▲ 1,441            | -32%             | ▲ 1,958                  |
| 宇治市    | 7,168     | ▲ 796    | 6,059   | ▲ 1,110  | 4,949   | ▲ 1,110  | ▲ 2,219            | -31%             | ▲ 3,015                  |
| 宇宮市    | 3,034     | ▲ 294    | 2,624   | ▲ 410    | 2,215   | ▲ 410    | ▲ 819              | -27%             | ▲ 1,113                  |
| 亀岡市    | 7,560     | ▲ 934    | 6,258   | ▲ 1,302  | 4,957   | ▲ 1,302  | ▲ 2,603            | -34%             | ▲ 3,537                  |
| 城陽市    | 5,180     | ▲ 744    | 4,143   | ▲ 1,037  | 3,106   | ▲ 1,037  | ▲ 2,074            | -40%             | ▲ 2,818                  |
| 向日市    | 3,528     | ▲ 512    | 2,814   | ▲ 714    | 2,101   | ▲ 714    | ▲ 1,427            | -40%             | ▲ 1,939                  |
| 長岡京市   | 2,307     | ▲ 966    | 960     | ▲ 1,347  | -0      | ▲ 960    | ▲ 2,307            | -100%            | ▲ 3,273                  |
| 八幡市    | 4,371     | ▲ 359    | 3,870   | ▲ 501    | 3,370   | ▲ 501    | ▲ 1,001            | -23%             | ▲ 1,360                  |
| 京田辺市   | 2,705     | ▲ 622    | 1,838   | ▲ 867    | 971     | ▲ 867    | ▲ 1,734            | -64%             | ▲ 2,356                  |
| 大井町    | -         | -        | -       | -        | -       | -        | -                  | -                | -                        |
| 久御山町   | 334       | ▲ 141    | 137     | ▲ 197    | 0       | ▲ 137    | ▲ 334              | -100%            | ▲ 475                    |
| 井手町    | 1,267     | ▲ 31     | 1,224   | ▲ 43     | 1,181   | ▲ 43     | ▲ 86               | -7%              | ▲ 117                    |
| 宇治原町   | 823       | ▲ 189    | 560     | ▲ 264    | 296     | ▲ 264    | ▲ 527              | -64%             | ▲ 716                    |
| 山城町    | 1,406     | ▲ 155    | 1,190   | ▲ 216    | 974     | ▲ 216    | ▲ 432              | -31%             | ▲ 587                    |
| 木津町    | 1,708     | ▲ 284    | 1,312   | ▲ 396    | 916     | ▲ 396    | ▲ 792              | -46%             | ▲ 1,076                  |
| 加茂町    | 1,805     | ▲ 181    | 1,552   | ▲ 253    | 1,300   | ▲ 253    | ▲ 505              | -28%             | ▲ 686                    |
| 笠置町    | 688       | ▲ 43     | 628     | ▲ 60     | 568     | ▲ 60     | ▲ 120              | -17%             | ▲ 163                    |
| 和束町    | 1,356     | ▲ 93     | 1,227   | ▲ 130    | 1,097   | ▲ 130    | ▲ 259              | -19%             | ▲ 352                    |
| 精華町    | 1,687     | ▲ 214    | 1,389   | ▲ 298    | 1,091   | ▲ 298    | ▲ 596              | -35%             | ▲ 810                    |
| 南山村    | 922       | ▲ 108    | 771     | ▲ 151    | 621     | ▲ 151    | ▲ 301              | -33%             | ▲ 409                    |
| 京北町    | 2,221     | ▲ 45     | 2,158   | ▲ 63     | 2,096   | ▲ 63     | ▲ 125              | -6%              | ▲ 170                    |
| 美山町    | -         | -        | -       | -        | -       | -        | -                  | -                | -                        |
| 園部町    | 2,639     | ▲ 262    | 2,274   | ▲ 365    | 1,909   | ▲ 365    | ▲ 730              | -28%             | ▲ 932                    |
| 八木町    | 2,489     | ▲ 98     | 2,353   | ▲ 137    | 2,216   | ▲ 137    | ▲ 273              | -11%             | ▲ 371                    |
| 丹波町    | 1,494     | ▲ 150    | 1,285   | ▲ 209    | 1,076   | ▲ 209    | ▲ 418              | -28%             | ▲ 568                    |
| 日吉町    | 1,672     | ▲ 172    | 1,432   | ▲ 240    | 1,193   | ▲ 240    | ▲ 479              | -29%             | ▲ 651                    |
| 瑞穂町    | 1,550     | ▲ 146    | 1,346   | ▲ 204    | 1,143   | ▲ 204    | ▲ 407              | -26%             | ▲ 553                    |
| 和知町    | 1,398     | ▲ 47     | 1,333   | ▲ 66     | 1,267   | ▲ 66     | ▲ 131              | -9%              | ▲ 178                    |
| 三和町    | 1,466     | ▲ 73     | 1,364   | ▲ 102    | 1,263   | ▲ 102    | ▲ 203              | -14%             | ▲ 276                    |
| 夜久野町   | 1,797     | ▲ 94     | 1,666   | ▲ 131    | 1,535   | ▲ 131    | ▲ 262              | -15%             | ▲ 356                    |
| 大江山町   | 1,929     | ▲ 122    | 1,759   | ▲ 170    | 1,589   | ▲ 170    | ▲ 340              | -18%             | ▲ 462                    |
| 加悦町    | 1,686     | ▲ 136    | 1,497   | ▲ 190    | 1,307   | ▲ 190    | ▲ 379              | -22%             | ▲ 515                    |
| 岩倉町    | 1,224     | ▲ 117    | 1,061   | ▲ 163    | 898     | ▲ 163    | ▲ 326              | -27%             | ▲ 443                    |
| 伊根町    | 1,330     | ▲ 79     | 1,220   | ▲ 110    | 1,110   | ▲ 110    | ▲ 220              | -17%             | ▲ 299                    |
| 野田川町   | 1,775     | ▲ 83     | 1,660   | ▲ 116    | 1,544   | ▲ 116    | ▲ 231              | -13%             | ▲ 314                    |
| 市平町    | 52,706    | ▲ 7,223  | 42,639  | ▲ 10,067 | 32,959  | ▲ 9,680  | ▲ 19,747           | -37%             | ▲ 26,970                 |
| 市平町    | 4,791     | ▲ 657    | 3,876   | ▲ 915    | 2,996   | ▲ 880    | ▲ 1,795            | -37%             | ▲ 2,452                  |
| 町村平均   | 36,667    | ▲ 3,063  | 32,399  | ▲ 4,268  | 28,191  | ▲ 4,208  | ▲ 8,476            | -25%             | ▲ 11,539                 |
| 町村平均   | 1,528     | ▲ 128    | 1,350   | ▲ 178    | 1,175   | ▲ 175    | ▲ 353              | -23%             | ▲ 481                    |
| 京都市除き計 | 89,373    | ▲ 10,286 | 75,038  | ▲ 14,335 | 61,150  | ▲ 13,888 | ▲ 28,223           | -32%             | ▲ 38,509                 |
| 京都市除き計 | 2,554     | ▲ 294    | 2,144   | ▲ 410    | 1,747   | ▲ 406    | ▲ 806              | -32%             | ▲ 1,100                  |
| 京都府計   | 198,311   | ▲ 29,274 | 157,513 | ▲ 40,798 | 117,163 | ▲ 40,351 | ▲ 81,148           | -41%             | ▲ 110,422                |
| 京都府平均  | 5,509     | ▲ 813    | 4,375   | ▲ 1,133  | 3,255   | ▲ 1,121  | ▲ 2,254            | -41%             | ▲ 3,067                  |

(注) 平成16年4月1日に市制施行した京丹後市及び16年度に増加した市町村(大山崎町、美山町)については、試算から除いている。

# 京都府内市町村の地方交付税等の削減試算

※H16.10.26全国知事会の試算方式に準じるシミュレーション

(単位：百万円)

|           | (参考) 16年度      |          | 17年度           |          | 18年度           |          | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考：3か年計<br>(H16+H17+H18) |
|-----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|--------------------|------------------|--------------------------|
|           | 交付税+臨財債<br>増減額 | 交付税+臨財債  | 交付税+臨財債<br>増減額 | 交付税+臨財債  | 交付税+臨財債<br>増減額 | 交付税+臨財債  |                    |                  |                          |
| 市 計       | 52,706         | ▲ 7,223  | 42,639         | ▲ 10,067 | 32,959         | ▲ 9,680  | ▲ 19,747           | ▲ 37%            | ▲ 26,970                 |
| 市 平 均     | 4,791          | ▲ 657    | 3,876          | ▲ 915    | 2,996          | ▲ 880    | ▲ 1,795            | ▲ 37%            | ▲ 2,452                  |
| 町 村 計     | 36,667         | ▲ 3,063  | 32,399         | ▲ 4,268  | 28,191         | ▲ 4,208  | ▲ 8,476            | ▲ 23%            | ▲ 11,539                 |
| 町 村 平 均   | 1,528          | ▲ 128    | 1,350          | ▲ 178    | 1,175          | ▲ 175    | ▲ 353              | ▲ 23%            | ▲ 481                    |
| 京都市除き計    | 89,373         | ▲ 10,286 | 75,038         | ▲ 14,335 | 61,150         | ▲ 13,888 | ▲ 28,223           | ▲ 32%            | ▲ 38,509                 |
| 京都市除き平均   | 2,554          | ▲ 294    | 2,144          | ▲ 410    | 1,747          | ▲ 397    | ▲ 806              | ▲ 32%            | ▲ 1,100                  |
| 京 都 府 計   | 198,311        | ▲ 29,274 | 157,513        | ▲ 40,798 | 117,163        | ▲ 40,351 | ▲ 81,148           | ▲ 41%            | ▲ 110,422                |
| 京 都 府 平 均 | 5,509          | ▲ 813    | 4,375          | ▲ 1,133  | 3,255          | ▲ 1,121  | ▲ 2,254            | ▲ 41%            | ▲ 3,067                  |

(注) 1 16年4月1日に市制施行した京丹後市及び16年度に「交付税+臨財債」が増額した市町村(大山崎町、美山町)については、試算から除いている

2 端数処理等の関係により、合計等は一致しない場合がある。



## 府内市町村の交付税削減額の大きさ

※福祉関係経費（民生費）、教育関係経費（教育費）に充てられた一般財源(H15決算)との比較

(単位：百万円)

|         | 3か年平均(H16~18)の削減額(A) | 福祉関係経費(民生費) |         | 教育関係経費(教育費) |         |
|---------|----------------------|-------------|---------|-------------|---------|
|         |                      | 一般財源充当額(B)  | 割合(A/B) | 一般財源充当額(C)  | 割合(A/C) |
| 府平均     | 3,067                | 4,506       | 68%     | 2,257       | 136%    |
| 京都市除き平均 | 1,100                | 1,476       | 75%     | 927         | 119%    |
| 市平均     | 2,452                | 3,556       | 69%     | 2,065       | 119%    |
| 町村平均    | 481                  | 522         | 92%     | 406         | 119%    |
| 京都市     | 71,913               | 110,562     | 65%     | 48,788      | 147%    |
| 福知山市    | 2,651                | 3,452       | 77%     | 1,697       | 156%    |
| 舞鶴市     | 2,950                | 4,592       | 64%     | 2,646       | 111%    |
| 綾部市     | 1,958                | 1,961       | 100%    | 1,146       | 171%    |
| 宇治市     | 3,015                | 8,036       | 38%     | 4,325       | 70%     |
| 宮津市     | 1,113                | 1,226       | 91%     | 847         | 131%    |
| 亀岡市     | 3,537                | 3,693       | 96%     | 2,447       | 145%    |
| 城陽市     | 2,818                | 3,381       | 83%     | 1,795       | 157%    |
| 向日市     | 1,939                | 2,831       | 68%     | 1,402       | 138%    |
| 長岡京市    | 3,273                | 3,588       | 91%     | 2,141       | 153%    |
| 八幡市     | 1,360                | 3,814       | 36%     | 2,181       | 62%     |
| 京田辺市    | 2,356                | 2,546       | 93%     | 2,089       | 113%    |
| 京丹後市    | —                    | 4,055       | —       | 2,394       | —       |
| 大山崎町    | —                    | 817         | —       | 411         | —       |
| 久御山町    | 475                  | 894         | 53%     | 1,002       | 47%     |
| 井手町     | 117                  | 743         | 16%     | 249         | 47%     |
| 宇治田原町   | 716                  | 497         | 144%    | 449         | 160%    |
| 山城町     | 587                  | 396         | 148%    | 254         | 231%    |
| 木津町     | 1,076                | 1,255       | 86%     | 1,266       | 85%     |
| 加茂町     | 686                  | 865         | 79%     | 522         | 132%    |
| 笠置町     | 163                  | 215         | 76%     | 82          | 199%    |
| 和束町     | 352                  | 429         | 82%     | 174         | 202%    |
| 精華町     | 810                  | 1,228       | 66%     | 1,118       | 72%     |
| 南山城村    | 409                  | 278         | 147%    | 272         | 151%    |
| 京北町     | 170                  | 408         | 42%     | 345         | 49%     |
| 美山町     | —                    | 334         | —       | 349         | —       |
| 園部町     | 992                  | 642         | 154%    | 536         | 185%    |
| 八木町     | 371                  | 487         | 76%     | 364         | 102%    |
| 丹波町     | 568                  | 395         | 144%    | 316         | 180%    |
| 日吉町     | 651                  | 365         | 178%    | 518         | 126%    |
| 瑞穂町     | 553                  | 399         | 139%    | 229         | 241%    |
| 和知町     | 178                  | 298         | 60%     | 146         | 122%    |
| 三和町     | 276                  | 311         | 89%     | 176         | 156%    |
| 夜久野町    | 356                  | 382         | 93%     | 301         | 118%    |
| 大江町     | 462                  | 401         | 115%    | 247         | 187%    |
| 加悦町     | 515                  | 458         | 113%    | 316         | 163%    |
| 岩滝町     | 443                  | 314         | 141%    | 255         | 174%    |
| 伊根町     | 299                  | 278         | 108%    | 195         | 153%    |
| 野田川町    | 314                  | 588         | 53%     | 406         | 77%     |

※ 16年度「交付税+臨財債」が増加した団体は、除いている。

谷垣財務大臣の経済財政諮問会議(H16.10.22)提出資料に基づく島根県内市町村の地方交付税等の削減額試算

※H16.10.26全国知事会の試算方式によるシミュレーション

| 市町村名 | (参考)16年度 |       | 17年度    |         | 18年度    |         | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | 削減額<br>H17・H18<br>/ H16配分額 |
|------|----------|-------|---------|---------|---------|---------|--------------------|------------------|--------------------------|----------------------------|
|      | 交付税+臨財債  | 増減額   | 交付税+臨財債 | 増減額     | 交付税+臨財債 | 増減額     |                    |                  |                          |                            |
|      | 単位:百万円   |       | 単位:百万円  |         | 単位:百万円  |         |                    |                  |                          |                            |
| 松江市  | 10,294   | ▲ 985 | 8,921   | ▲ 1,373 | 7,549   | ▲ 1,373 | ▲ 2,745            | -27%             | ▲ 3,730                  | 27 / 103                   |
| 浜田市  | 4,068    | ▲ 674 | 3,129   | ▲ 939   | 2,189   | ▲ 939   | ▲ 1,879            | -46%             | ▲ 2,553                  | 19 / 41                    |
| 出雲市  | 6,735    | ▲ 744 | 5,698   | ▲ 1,037 | 4,661   | ▲ 1,037 | ▲ 2,074            | -31%             | ▲ 2,818                  | 21 / 67                    |
| 益田市  | 4,682    | ▲ 687 | 3,725   | ▲ 957   | 2,767   | ▲ 957   | ▲ 1,915            | -41%             | ▲ 2,602                  | 19 / 47                    |
| 大田市  | 6,030    | ▲ 297 | 5,616   | ▲ 414   | 5,202   | ▲ 414   | ▲ 828              | -14%             | ▲ 1,125                  | 8 / 60                     |
| 安来市  | 3,358    | ▲ 499 | 2,663   | ▲ 695   | 1,967   | ▲ 695   | ▲ 1,391            | -41%             | ▲ 1,890                  | 14 / 34                    |
| 江津市  | 3,350    | ▲ 207 | 3,062   | ▲ 288   | 2,773   | ▲ 288   | ▲ 577              | -17%             | ▲ 784                    | 6 / 34                     |
| 平田市  | 4,421    | ▲ 359 | 3,921   | ▲ 500   | 3,420   | ▲ 500   | ▲ 1,001            | -23%             | ▲ 1,360                  | 10 / 44                    |
| 鹿島町  | 572      | ▲ 137 | 381     | ▲ 191   | 190     | ▲ 191   | ▲ 382              | -67%             | ▲ 519                    | 4 / 6                      |
| 島根町  | 1,490    | ▲ 45  | 1,427   | ▲ 63    | 1,365   | ▲ 63    | ▲ 125              | -8%              | ▲ 170                    | 1 / 15                     |
| 美保関町 | 2,061    | ▲ 96  | 1,927   | ▲ 134   | 1,793   | ▲ 134   | ▲ 268              | -13%             | ▲ 364                    | 3 / 21                     |
| 東出雲町 | 1,936    | ▲ 145 | 1,734   | ▲ 202   | 1,532   | ▲ 202   | ▲ 404              | -21%             | ▲ 549                    | 4 / 19                     |
| 八雲村  | 1,571    | ▲ 140 | 1,376   | ▲ 195   | 1,181   | ▲ 195   | ▲ 390              | -25%             | ▲ 530                    | 4 / 16                     |
| 玉湯町  | 997      | ▲ 140 | 802     | ▲ 195   | 607     | ▲ 195   | ▲ 390              | -39%             | ▲ 530                    | 4 / 10                     |
| 杵道町  | 1,847    | ▲ 154 | 1,632   | ▲ 215   | 1,418   | ▲ 215   | ▲ 429              | -23%             | ▲ 583                    | 4 / 18                     |
| 八束町  | 1,219    | ▲ 99  | 1,081   | ▲ 138   | 943     | ▲ 138   | ▲ 276              | -23%             | ▲ 375                    | 3 / 12                     |
| 広瀬町  | 2,746    | ▲ 155 | 2,530   | ▲ 216   | 2,314   | ▲ 216   | ▲ 432              | -16%             | ▲ 587                    | 4 / 27                     |
| 伯太町  | 1,845    | ▲ 84  | 1,728   | ▲ 117   | 1,611   | ▲ 117   | ▲ 234              | -13%             | ▲ 318                    | 2 / 18                     |
| 仁多町  | 3,568    | ▲ 120 | 3,401   | ▲ 167   | 3,234   | ▲ 167   | ▲ 334              | -9%              | ▲ 454                    | 3 / 36                     |
| 横田町  | 2,548    | ▲ 208 | 2,258   | ▲ 290   | 1,968   | ▲ 290   | ▲ 580              | -23%             | ▲ 788                    | 6 / 25                     |
| 大東町  | 2,948    | ▲ 196 | 2,675   | ▲ 273   | 2,402   | ▲ 273   | ▲ 546              | -19%             | ▲ 742                    | 5 / 29                     |
| 加茂町  | 1,759    | ▲ 47  | 1,693   | ▲ 66    | 1,628   | ▲ 66    | ▲ 131              | -7%              | ▲ 178                    | 1 / 18                     |
| 木次町  | 2,328    | 72    | 2,328   | 0       | 2,328   | 0       | 0                  | 0%               | 72                       | 0 / 23                     |
| 三刀屋町 | 2,308    | ▲ 91  | 2,181   | ▲ 127   | 2,054   | ▲ 127   | ▲ 254              | -11%             | ▲ 345                    | 3 / 23                     |
| 吉田村  | 1,156    | ▲ 109 | 1,004   | ▲ 152   | 852     | ▲ 152   | ▲ 304              | -26%             | ▲ 413                    | 3 / 12                     |
| 掛合町  | 1,637    | ▲ 129 | 1,457   | ▲ 180   | 1,277   | ▲ 180   | ▲ 360              | -22%             | ▲ 489                    | 4 / 16                     |
| 頓原町  | 1,586    | ▲ 100 | 1,447   | ▲ 139   | 1,307   | ▲ 139   | ▲ 279              | -18%             | ▲ 379                    | 3 / 16                     |
| 赤来町  | 1,630    | ▲ 93  | 1,500   | ▲ 130   | 1,371   | ▲ 130   | ▲ 259              | -16%             | ▲ 352                    | 3 / 16                     |

| 市町村名 | (参考)16年度 |       | 17年度    |       | 18年度    |       | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16-H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | H17・H18<br>削減額<br>/ H16配分額 |
|------|----------|-------|---------|-------|---------|-------|--------------------|------------------|--------------------------|----------------------------|
|      | 交付税+臨時債  | 増減額   | 交付税+臨時債 | 増減額   | 交付税+臨時債 | 増減額   |                    |                  |                          |                            |
| 斐川町  | 2,803    | ▲ 690 | 1,841   | ▲ 962 | 880     | ▲ 962 | ▲ 1,923            | -69%             | ▲ 2,613                  | 19 / 28                    |
| 佐田町  | 1,773    | ▲ 64  | 1,684   | ▲ 89  | 1,595   | ▲ 89  | ▲ 178              | -10%             | ▲ 242                    | 2 / 18                     |
| 多伎町  | 1,756    | ▲ 91  | 1,629   | ▲ 127 | 1,502   | ▲ 127 | ▲ 254              | -14%             | ▲ 345                    | 3 / 18                     |
| 湖陵町  | 1,229    | ▲ 103 | 1,085   | ▲ 144 | 942     | ▲ 144 | ▲ 287              | -23%             | ▲ 390                    | 3 / 12                     |
| 大社町  | 2,407    | ▲ 27  | 2,369   | ▲ 38  | 2,332   | ▲ 38  | ▲ 75               | -3%              | ▲ 102                    | 1 / 24                     |
| 温泉津町 | 1,461    | ▲ 94  | 1,330   | ▲ 131 | 1,199   | ▲ 131 | ▲ 262              | -18%             | ▲ 356                    | 3 / 15                     |
| 仁摩町  | 1,309    | ▲ 75  | 1,204   | ▲ 105 | 1,100   | ▲ 105 | ▲ 209              | -16%             | ▲ 284                    | 2 / 13                     |
| 川本町  | 2,129    | ▲ 123 | 1,958   | ▲ 171 | 1,786   | ▲ 171 | ▲ 343              | -16%             | ▲ 466                    | 3 / 21                     |
| 邑智町  | 1,920    | ▲ 171 | 1,682   | ▲ 238 | 1,443   | ▲ 238 | ▲ 477              | -25%             | ▲ 648                    | 5 / 19                     |
| 大和村  | 1,271    | ▲ 126 | 1,095   | ▲ 176 | 920     | ▲ 176 | ▲ 351              | -28%             | ▲ 477                    | 4 / 13                     |
| 羽須美村 | 1,232    | ▲ 86  | 1,112   | ▲ 120 | 992     | ▲ 120 | ▲ 240              | -19%             | ▲ 326                    | 2 / 12                     |
| 瑞穂町  | 2,133    | ▲ 156 | 1,916   | ▲ 217 | 1,698   | ▲ 217 | ▲ 435              | -20%             | ▲ 591                    | 4 / 21                     |
| 石見町  | 2,488    | ▲ 163 | 2,261   | ▲ 227 | 2,034   | ▲ 227 | ▲ 454              | -18%             | ▲ 617                    | 5 / 25                     |
| 桜江町  | 1,885    | ▲ 61  | 1,800   | ▲ 85  | 1,715   | ▲ 85  | ▲ 170              | -9%              | ▲ 231                    | 2 / 19                     |
| 金城町  | 2,029    | ▲ 241 | 1,693   | ▲ 336 | 1,357   | ▲ 336 | ▲ 672              | -33%             | ▲ 913                    | 7 / 20                     |
| 旭町   | 1,670    | ▲ 104 | 1,525   | ▲ 145 | 1,380   | ▲ 145 | ▲ 290              | -17%             | ▲ 394                    | 3 / 17                     |
| 弥栄村  | 1,078    | ▲ 106 | 930     | ▲ 148 | 783     | ▲ 148 | ▲ 295              | -27%             | ▲ 401                    | 3 / 11                     |
| 三隅町  | 1,220    | ▲ 8   | 1,209   | ▲ 11  | 1,198   | ▲ 11  | ▲ 22               | -2%              | ▲ 30                     | 0 / 12                     |
| 美都町  | 1,100    | ▲ 149 | 892     | ▲ 208 | 685     | ▲ 208 | ▲ 415              | -38%             | ▲ 564                    | 4 / 11                     |
| 匹見町  | 1,355    | ▲ 99  | 1,217   | ▲ 138 | 1,079   | ▲ 138 | ▲ 276              | -20%             | ▲ 375                    | 3 / 14                     |
| 津和野町 | 2,047    | ▲ 71  | 1,948   | ▲ 99  | 1,849   | ▲ 99  | ▲ 198              | -10%             | ▲ 269                    | 2 / 20                     |
| 日原町  | 1,834    | ▲ 94  | 1,703   | ▲ 131 | 1,572   | ▲ 131 | ▲ 262              | -14%             | ▲ 356                    | 3 / 18                     |
| 柿木村  | 1,131    | ▲ 85  | 1,013   | ▲ 118 | 894     | ▲ 118 | ▲ 237              | -21%             | ▲ 322                    | 2 / 11                     |
| 六日市町 | 2,265    | ▲ 126 | 2,089   | ▲ 176 | 1,914   | ▲ 176 | ▲ 351              | -16%             | ▲ 477                    | 4 / 23                     |
| 西郷町  | 3,919    | ▲ 111 | 3,764   | ▲ 155 | 3,610   | ▲ 155 | ▲ 309              | -8%              | ▲ 420                    | 3 / 39                     |
| 布施村  | 615      | ▲ 84  | 498     | ▲ 117 | 381     | ▲ 117 | ▲ 234              | -38%             | ▲ 318                    | 2 / 6                      |
| 五箇村  | 1,485    | ▲ 114 | 1,326   | ▲ 159 | 1,167   | ▲ 159 | ▲ 318              | -21%             | ▲ 432                    | 3 / 15                     |
| 都万村  | 1,553    | ▲ 130 | 1,372   | ▲ 181 | 1,191   | ▲ 181 | ▲ 362              | -23%             | ▲ 492                    | 4 / 16                     |
| 海士町  | 2,013    | ▲ 190 | 1,748   | ▲ 265 | 1,483   | ▲ 265 | ▲ 530              | -26%             | ▲ 720                    | 5 / 20                     |
| 西ノ島町 | 1,868    | ▲ 126 | 1,692   | ▲ 176 | 1,517   | ▲ 176 | ▲ 351              | -19%             | ▲ 477                    | 4 / 19                     |
| 知夫村  | 662      | ▲ 94  | 531     | ▲ 131 | 400     | ▲ 131 | ▲ 262              | -40%             | ▲ 356                    | 3 / 7                      |

| 市町村名  | (参考)16年度 |          | 17年度    |          | 18年度    |          | 削減額合計<br>(H17+H18) | 削減率<br>(H16→H18) | 参考:3カ年計<br>(H16+H17+H18) | H17・H18<br>削減額 / H16配分額 |
|-------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|--------------------|------------------|--------------------------|-------------------------|
|       | 交付税+臨財債  | 増減額      | 交付税+臨財債 | 増減額      | 交付税+臨財債 | 増減額      |                    |                  |                          |                         |
| 市計    | 42,938   | ▲ 4,452  | 36,733  | ▲ 6,205  | 30,529  | ▲ 6,205  | ▲ 12,409           | -29%             | ▲ 16,861                 | 124 / 429               |
| 市平均   | 5,367    | ▲ 557    | 4,592   | ▲ 776    | 3,816   | ▲ 776    | ▲ 1,551            | -29%             | ▲ 2,108                  | 16 / 54                 |
| 町村計   | 91,392   | ▲ 6,178  | 82,682  | ▲ 8,710  | 73,971  | ▲ 8,710  | ▲ 17,421           | -19%             | ▲ 23,599                 | 174 / 914               |
| 町村平均  | 1,792    | ▲ 121    | 1,621   | ▲ 171    | 1,450   | ▲ 171    | ▲ 342              | -19%             | ▲ 464                    | 3 / 18                  |
| 市町村合計 | 134,330  | ▲ 10,630 | 119,415 | ▲ 14,915 | 104,500 | ▲ 14,915 | ▲ 29,830           | -22%             | ▲ 40,460                 | 298 / 1,343             |
| 市町村平均 | 2,277    | ▲ 180    | 2,024   | ▲ 253    | 1,771   | ▲ 253    | ▲ 506              | -22%             | ▲ 687                    | 5 / 23                  |

## 各市町村の地方交付税の削減額は、どの程度の大きさになるのか

※福祉関係経費(民生費)、教育関係経費(教育費)に充てられた一般財源との比較 [H15決算より]

単位:百万円

| 市町村名  | 3カ年(H16~18)<br>の削減額 [A] | 福祉関係経費(民生費) |         | 教育関係経費(教育費) |         |
|-------|-------------------------|-------------|---------|-------------|---------|
|       |                         | 一般財源充当額[B]  | 割合(A/B) | 一般財源充当額[C]  | 割合(A/C) |
| 市町村平均 | 687                     | 679         | 101%    | 531         | 129%    |
| 市平均   | 2,108                   | 2,680       | 79%     | 1,965       | 107%    |
| 町村平均  | 464                     | 365         | 127%    | 306         | 152%    |
| 松江市   | 3,730                   | 6,593       | 57%     | 4,974       | 75%     |
| 浜田市   | 2,553                   | 2,288       | 112%    | 1,760       | 145%    |
| 出雲市   | 2,818                   | 3,427       | 82%     | 3,267       | 86%     |
| 益田市   | 2,602                   | 2,599       | 100%    | 1,528       | 170%    |
| 大田市   | 1,125                   | 1,791       | 63%     | 1,226       | 92%     |
| 安来市   | 1,890                   | 1,779       | 106%    | 1,148       | 165%    |
| 江津市   | 784                     | 1,692       | 46%     | 681         | 115%    |
| 平田市   | 1,360                   | 1,272       | 107%    | 1,134       | 120%    |
| 鹿島町   | 519                     | 554         | 94%     | 694         | 75%     |
| 島根町   | 170                     | 301         | 57%     | 213         | 80%     |
| 美保関町  | 364                     | 445         | 82%     | 272         | 134%    |
| 東出雲町  | 549                     | 449         | 122%    | 477         | 115%    |
| 八雲村   | 530                     | 336         | 158%    | 279         | 190%    |
| 玉湯町   | 530                     | 284         | 187%    | 313         | 169%    |
| 宍道町   | 583                     | 354         | 165%    | 328         | 178%    |
| 八束町   | 375                     | 298         | 126%    | 237         | 158%    |
| 広瀬町   | 587                     | 590         | 99%     | 488         | 120%    |
| 伯太町   | 318                     | 360         | 88%     | 238         | 134%    |
| 仁多町   | 454                     | 476         | 95%     | 408         | 111%    |
| 横田町   | 788                     | 345         | 228%    | 334         | 236%    |
| 大東町   | 742                     | 769         | 97%     | 646         | 115%    |
| 加茂町   | 178                     | 317         | 56%     | 339         | 53%     |
| 木次町   | 0                       | 366         | 0%      | 525         | 0%      |
| 三刀屋町  | 345                     | 372         | 93%     | 418         | 82%     |
| 吉田村   | 413                     | 192         | 215%    | 175         | 236%    |
| 掛合町   | 489                     | 368         | 133%    | 243         | 201%    |
| 頓原町   | 379                     | 260         | 146%    | 193         | 196%    |
| 赤来町   | 352                     | 315         | 112%    | 207         | 170%    |
| 斐川町   | 2,613                   | 1,035       | 252%    | 844         | 310%    |
| 佐田町   | 242                     | 337         | 72%     | 286         | 85%     |
| 多伎町   | 345                     | 261         | 132%    | 439         | 79%     |
| 湖陵町   | 390                     | 267         | 146%    | 224         | 174%    |
| 大社町   | 102                     | 661         | 15%     | 784         | 13%     |
| 温泉津町  | 356                     | 269         | 132%    | 254         | 140%    |

| 市町村名 | 3カ年(H16~18)<br>の削減額 [A] | 福祉関係経費(民生費) |         | 教育関係経費(教育費) |         |
|------|-------------------------|-------------|---------|-------------|---------|
|      |                         | 一般財源充当額[B]  | 割合(A/B) | 一般財源充当額[C]  | 割合(A/C) |
| 仁摩町  | 284                     | 413         | 69%     | 182         | 156%    |
| 川本町  | 466                     | 333         | 140%    | 327         | 142%    |
| 邑智町  | 648                     | 432         | 150%    | 250         | 259%    |
| 大和村  | 477                     | 250         | 191%    | 156         | 306%    |
| 羽須美村 | 326                     | 274         | 119%    | 214         | 152%    |
| 瑞穂町  | 591                     | 458         | 129%    | 348         | 170%    |
| 石見町  | 617                     | 457         | 135%    | 296         | 209%    |
| 桜江町  | 231                     | 210         | 110%    | 297         | 78%     |
| 金城町  | 913                     | 373         | 245%    | 320         | 285%    |
| 旭町   | 394                     | 314         | 125%    | 207         | 190%    |
| 弥栄村  | 401                     | 210         | 191%    | 124         | 324%    |
| 三隅町  | 30                      | 570         | 5%      | 396         | 8%      |
| 美都町  | 564                     | 293         | 193%    | 243         | 232%    |
| 匹見町  | 375                     | 262         | 143%    | 171         | 219%    |
| 津和野町 | 269                     | 317         | 85%     | 325         | 83%     |
| 日原町  | 356                     | 327         | 109%    | 210         | 170%    |
| 柿木村  | 322                     | 156         | 206%    | 114         | 282%    |
| 六日市町 | 477                     | 456         | 105%    | 310         | 154%    |
| 西郷町  | 420                     | 763         | 55%     | 483         | 87%     |
| 布施村  | 318                     | 74          | 430%    | 48          | 663%    |
| 五箇村  | 432                     | 235         | 184%    | 133         | 325%    |
| 都万村  | 492                     | 270         | 182%    | 129         | 382%    |
| 海士町  | 720                     | 204         | 353%    | 159         | 453%    |
| 西ノ島町 | 477                     | 260         | 184%    | 222         | 215%    |
| 知夫村  | 356                     | 100         | 356%    | 60          | 593%    |

#### 追加配付資料4

### 生活保護・児童扶養手当の国庫負担率の引下げに関する論点整理

平成16年11月9日

生活保護費負担金・児童扶養手当給付費負担金の負担率引き下げは、三位一体改革とは無関係な、単なる地方への負担転嫁であり、絶対、行うべきではない。

- ① 生活保護費負担金・児童扶養手当は、格差なく国による統一的な措置が望まれるものとして、今回の地方改革案の移譲対象補助金としていない。
- ② 負担率を引き下げるということは、国から地方への単なる負担転嫁にすぎない。
- ③ 国は、自立・就労支援策における地方の自主性を拡大することによって、地方負担を引き上げる根拠としているようであるが、制度の基本的部分是不変なものであり、裁量の余地のない生活保護や児童扶養手当の国の負担率を引き下げる根拠にはならない。
- ④ 地方負担を増やすことにより生活保護率を下げるというインセンティブが働くとの国の考え方には、全く根拠がない。
- ⑤ 生活保護率の上昇は、社会的要因と経済的要因によるものであり、むしろ、景気・雇用対策など国による総合的政策の推進が重要であると考えられる。

国民健康保険に関する論点整理

平成 16 年 11 月 9 日

国民健康保険に係る国庫負担金を新たに都道府県に負担させることは、三位一体改革とは無関係の単なる地方への負担転嫁であり、絶対に行うべきではない。

① 平成 15 年 3 月、「医療保険制度体系に関する基本方針」を閣議決定し、医療保険制度の改革を平成 20 年度から実施するべく、現在、医療保険制度の見直しが行われているが、このように制度改革に向けて検討がなされている最中に、国から負担率を引き下げるといふ提案がなされたことは誠に遺憾である。

② 給付と負担の公平を図るとともに、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを国の方針とする以上、そのために必要な措置は、当然、国の責任において実施されるべきである。

今回示された厚労省の、国の負担による財政調整交付金を都道府県に負担させるという案は、国の医療保険制度に対する国の責任を後退させることを意味し、国の財政再建を優先させた単なる国の歳出削減策であり、負担転嫁に他ならない。

③ 国民健康保険は、被保険者に占める高齢者の割合が高いことにより医療費が極めて高く、また、高齢者、職を持たない若年者やリストラ等による被用者保険からの流入者の増加により、被保険者に占める無職者の割合が2分の1を超えるなど、構造的な問題を抱えている。

保険料は既に限界に達し、保険料負担率をこれ以上引き上げることは困難な状況にあり、そのため、平成 14 年度には一般会計から国民健康保険特別会計に 1 兆円近くの繰入れを行っており、危機的状況にある。



このような状況から、我々は、これまで高齢者を含むすべての国民を対象とした医療保険制度への一本化を求めてきた。

こうした国民健康保険の実情があるにもかかわらず、国民健康保険に係る国庫負担金の負担率を引き下げるということは、国と地方の信頼関係を破壊するものであり、到底容認できない。

(参考1) 被保険者の加入状況

(単位：%)

|        |        |      |      |     |      |
|--------|--------|------|------|-----|------|
| 平成13年度 | 5.2    | 17.1 | 24.2 | 2.6 | 50.9 |
|        | 農林水産業者 | 自営業者 | 被用者  | その他 | 無職者  |

(参考2) 一般会計繰入金の年次推移 (単位：億円)

|        | (法定分) | (法定外分) | (合計)  |
|--------|-------|--------|-------|
| 平成元年度  | 1,000 | 2,775  | 3,775 |
| 平成5年度  | 3,362 | 2,352  | 5,714 |
| 平成10年度 | 4,907 | 3,060  | 7,967 |
| 平成11年度 | 5,250 | 3,305  | 8,555 |
| 平成12年度 | 5,835 | 3,197  | 9,032 |
| 平成13年度 | 5,868 | 3,465  | 9,333 |
| 平成14年度 | 6,134 | 3,680  | 9,814 |